

通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議(第2回)配付資料を追加しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/211/siryo/mext_00003.html

記事ページ本文

現在位置

トップ

>

政策・審議会

>

審議会情報

>

調査研究協力者会議等（初等中等教育）

>

通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議

> 通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議(第2回)配付資料

通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議(第2回)配付資料

1．日時

令和8年9月29日（火曜日）10時00分～12時00分

2．場所

WEB会議にて開催

3．議題

広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保について

広域通信制高等学校の実態について

自由討議

その他

4．配付資料

議事次第（第2回）(PDF:172KB)

【資料1】NPO 法人全国通信制高等学校評価機構発表資料 (PDF:239KB)

【資料2】大阪府発表資料 (PDF:466KB)

【資料3】高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）に係る運用状況に関するヒアリング（概要）(PDF:292KB)

【資料4】八洲学園高等学校発表資料 (PDF:244KB)

【参考資料】本検討会議における検討課題及び通信制高等学校に関する基礎資料 (PDF:2.1MB)

岩本委員提出資料 (PDF:617KB)

お問合せ先

初等中等教育局高等学校振興課

電話番号：03-6734-3705

メールアドレス：koukou@mext.go.jp

PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。

Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。

ページの先頭に戻る

文部科学省ホームページトップへ

通信教育の適正な実施・運営の確保のための
基本的な指針等に関する検討会議（第2回）
議事次第

令和8年9月29日
10時00分～12時00分
オンライン開催

（議題）

- （1） 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保について
- （2） 広域通信制高等学校の実態について
- （3） 自由討議
- （4） その他

（配付資料）

- 資料1 NP0 法人全国通信制高等学校評価機構発表資料
- 資料2 大阪府発表資料
- 資料3 高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）に係る運用状況に関するヒアリング（概要）
- 資料4 八洲学園高等学校発表資料

参考資料 本検討会議における検討課題及び通信制高等学校に関する基礎資料

2026.9.29

第2回「通信教育の適正な実施・運営の確保のための基本的な指針等に関する検討会議」提出資料

日永龍彦（山梨大学・全国通信制高等学校評価機構）

はじめに

全国通信制高等学校評価機構では、文部科学省の委託事業（通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業）を受託し、毎年、所轄庁が実施する通信制高校に対する点検・調査に対する支援を続けている。以下の内容は、これまでの点検・調査への参画を通じて蓄積された知見に基づくものである。

通信制高校の質の確保・向上を図るに当たっては、何よりもまず、生徒の学習権の保障、安全の確保及び進路保障を制度の中心に据えることが必要である。とりわけ広域通信制高校では、生徒の居住地と本校所在地が異なる場合が多く、さらに通信教育連携協力施設等を利用して教育活動が行われることから、生徒の教育環境や安全、日常的な支援状況を誰が把握し、必要な対応について責任を担うのかが不明確になりやすい。実際に、本校所在地とは異なる都道府県に所在する施設について、本校を所轄する所轄庁が十分な現地確認を行うことが困難であることや、施設所在地の所轄庁も独自には調査しにくいといった課題が指摘されている。

そのため、通信制高校の質保証を、学校に対する規制や学校自身の改善だけの問題として捉えることは適切ではない。学校内部における適切な管理運営と教職員の専門性の向上、所轄庁による継続的かつ専門的な指導・監督及び支援、本校と通信教育連携協力施設等が複数の所轄庁の管轄区域にまたがる場合における所轄庁間の連携、さらに、それらを支える国による制度や基準の明確化が相互に機能することによって、通信制高校全体の質の確保・向上を図っていくことが必要である。

また、そのための制度設計や施策の検討に当たっては、各所轄庁が置かれている実情を十分に踏まえる必要がある。所轄する通信制高校の数、担当職員の配置や専門性、庁内における経験の蓄積などは自治体によって異なっており、とりわけ職員体制が限られる自治体では、専門的な判断を独自に積み重ねることが容易ではない。実際、所轄庁によって認可基準等の運用にばらつきがあり、判断の法的根拠や法的安定性に不安を抱えているとの指摘もなされている。所轄庁に主体的な対応を求めるだけでは十分でなく、その判断を支える基準や情報、専門的支援を国が提供するとともに、大規模自治体だけでなく、多様な自治体の実情や意見を把握し、制度設計やガイドラインの改善に反映していくことが重要である。

あわせて、通信制高校をめぐる規制の在り方については、事前規制と事後的な質保証の双方を一体的に検討する必要がある。令和5年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画では、設置認可に係る審査の基準等による参入規制などについて継続的に実態把握を行うとともに、その結果を基に「事後型の規制・制度の充実」に向けた必要な方策を検討することが求められている。したがって、所轄庁による設置認可等の事前段階における審査の在り方と、設置後の点検・調査、指導・監督その他の事後的な質保証制度の実効性向上とを相互に関連づけて検討し、両者を適切に機能させることのできる一貫性のある制度運用の指針を国として示すことが求められる。

以下、通信制高校の管理運営のありかた、監督庁・所轄庁による必要な監督および援助の実施、所轄庁間の連携協力、文部科学省に期待する取り組み、という4つの観点から具体的な課題と取り組みの方向性について意見を述べる。

1. 通信制高校の管理運営のありかたについて

① 法令・ガイドラインを学校内部で確実に共有する体制の整備

所轄庁から法令改正や通知、ガイドライン等が学校に伝達されても、管理職から担当教員への周知が不十分であったり、校内研修の仕組みが整っていないなどがある。特に、通信教育実施計画、添削指導、面接指導、メディア利用による面接指導時間数の減免等、通信制課程特有の事項について、全教職員が制度を理解できる校内研修体制を整える必要がある。

② 校長を中心とする学校運営体制の確立

本校だけでなく連携教育施設を含む施設全体での教育課程や生徒指導を含む学校運営について校長が適切に責任を果たせる体制を確立する必要がある。

③ 通信制教育を担う教員の専門性と継続性の確保

教員の在職期間が短く、若手教員も多いことから、通信制教育についての経験や知識が組織内に蓄積されにくい。添削指導・面接指導等に関する専門的力量を継承・向上させる仕組みが必要である。また、開校当初から必要な教科の免許状を有する教員の確保ができていない学校もあり、免許外教科担任、臨時免許状、特別免許状等の適切な運用を含め、教員配置の適正化を図る必要がある。なお、この点については認可をした所轄庁側にも課題があり、後掲2で再度取り上げたい。

④ 生徒の居住地域にかかわらない指導・支援体制等を含む教育環境の確保

本校所在地以外の都道府県に居住する生徒についても、進路指導、就職支援、特別な支援を必要とする生徒への支援等が確実に行われる必要がある。不登校経験者等を多く受け入れる通信制高校の特性を踏まえ、個別の支援計画を含む生徒支援体制を整備することが求められる。また、パーテーションのみで教室を区分している、生徒の救護やプライバシー確保に十分でない設備を保健室としているなど、教育環境として適切か疑問のある事例が報告されている。面接指導を実施する施設には、それにふさわしい設備・環境を確保する必要がある。

⑤ メディア利用による面接指導時間数の減免の適正化

点検調査では、視聴報告書が番組内容の要約にとどまる、簡単な理解度チェックのみで減免を認定する、視聴時間をそのまま面接指導時間に換算する、いわゆる「実時間減免」など、不適切と指摘される運用が多数確認されているとの意見がある。各学校において減免制度の趣旨・要件を改めて確認し、学習成果を適切に確認できる運用に改める必要がある。

2. 監督庁・所轄庁による必要な監督および援助の実施

① 通信制教育に関する専門的な指導監督能力・体制の向上

所轄庁においては、添削指導、面接指導、メディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免、試験等、通信制課程特有の教育活動について、適切に指導・監督を行

うための専門性を確保する必要がある。しかし、担当者がこれらについて十分な専門知識を有していない場合があるほか、人事異動等によって監督・援助に関する知識や経験が継承されにくい実態もみられる。教育委員会の指導主事等との連携は有効であるものの、教育委員会においても通信制教育に関する専門的知見が十分に蓄積されているとは限らないことから、担当者個人の経験に依存するのではなく、所轄庁として専門性を継続的に蓄積・継承できる仕組みを整えることが必要である。

また、通信制高校に対する指導・監督は、単に法令違反を指摘することを目的とするのではなく、生徒に適切な教育を保障し、学校の改善を支援するという観点から行われる必要がある。そのため、書類上の確認にとどまらず、必要に応じて教育委員会や教員等の専門的知見も活用しながら、視聴報告書等の内容確認や面接指導実施日の訪問などを行い、実際の教育活動が法令やガイドラインに即して実施されているかを把握・確認できる指導監督体制を整備することが求められる。

② 認可時の実地確認と継続的なフォローアップの実施

通信教育連携協力施設等については、生徒の日常的な居場所になる場合もあることから、認可時に図面や書類のみで判断するのではなく、設備、安全性、生徒の学習環境等について現地で実態を確認することが必要である。また、認可後についても、実際の運用状況が認可時の条件や法令・ガイドラインに適合しているかを継続的に確認することが求められる。

あわせて、点検調査において指摘事項が示され、学校から改善報告が提出された場合にも、それだけで対応を終えるのではなく、実際に改善が行われたか、その改善された状態が翌年度以降も継続しているかを確認する必要がある。同一事項が複数回の点検調査で繰り返し指摘される事例もあることから、認可時の確認、設置後の実態把握、点検調査、改善報告後の確認までを一連の監督過程として捉え、継続的にフォローアップする仕組みを整備することが必要である。

3. 所轄庁間の連携協力

① 本校所在地の所轄庁と通信教育連携協力施設所在地の所轄庁との連携

本校が所在する都道府県外に面接指導等実施施設等が置かれている場合、本校の所轄庁は旅費や人員・時間上の制約から現地確認が困難なことがある。一方、施設所在地の所轄庁は施設が管内にあっても、その学校の所轄庁ではないため独自に調査しにくい。このため、双方の所轄庁が情報を共有し、必要に応じて共同で施設確認等を行える仕組みを構築する必要がある。

② 生徒の安全・支援に関する情報共有

連携協力施設所在地の所轄庁にとっても、地域の生徒が利用する施設の安全性や、生徒に問題が発生した際の状況把握は重要である。避難経路等を含む施設の安全面、生徒指導・支援上の情報について、本校所在地の所轄庁との継続的な共有が必要である。

③ 株式会社立高校を所轄する自治体間の情報交換

株式会社立高校では、面接指導・添削指導、学校設置と地域活性化との関係など、共通する課題が生じることがある。株式会社立高校を所轄する自治体間で、認可・指導監督の事例や判断基準を共有し、共通課題について検討する仕組みが考えられる。

④ 系列校・提携校を所轄する自治体間の情報共有

系列校やパートナーシップ関係にある学校では、添削課題、面接指導案、メディア視聴課題、試験問題等を共通して利用している場合があり、点検調査でも同種の問題が複数校で生じることがある。系列・提携関係にある学校を所轄する自治体間で情報を共有することにより、共通課題を早期に把握し、一貫性のある指導・支援を行うことが期待される。

4. 文部科学省に期待する取り組み

① 通信制高校に関する基準・ガイドライン及び判断指針の明確化

面接指導等実施施設として認められる「その他の学校・施設」の範囲や必要な設備、メディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免の要件、高等学校通信教育規程第5条に定める教諭の数等の算定に当たり、助教諭、講師、他校との兼務教員等をどの範囲まで算入できるかなどについては、現行の法令やガイドライン等の規定に解釈の幅があり、学校や所轄庁によって運用や判断に差が生じているとの指摘がある。特に、いわゆる「実時間減免」については、公立・私立を含めて運用にばらつきがあることが指摘されている。このような所轄庁間の違いが連携を進める上での課題になっている。

また、認可基準や指導・監督に関する判断が所轄庁によって異なる一方、文部科学省に照会しても「所轄庁の判断」とされる場合があることから、所轄庁が厳格な判断を行うことを躊躇するとの指摘もある。

このため、所轄庁の裁量を尊重しつつも、全国の学校及び所轄庁が共通理解のもとで制度を運用できるよう、文部科学省において基準やガイドラインの内容をより具体化するとともに、全国共通の最低限の基準や標準的な判断例を示すことが必要である。

② 所轄庁が適切な行政措置を行うための法的根拠・事例の提示

行政処分等を行った場合の訴訟リスクを所轄庁が懸念しているとの意見がある。このため、単なるQ&Aではなく、具体的な事例、行政判断の考え方、可能であれば関連判例等を整理したケーススタディ集などを国が作成し、所轄庁が法的根拠をもって監督できる環境を整えることが求められている。

③ 繰り返される不適切な学校運営に対する実効性のある措置の検討

同じ指摘事項が繰り返されても十分な改善が行われない学校について、生徒・保護者への学校名を含む情報提供も含め実効的な対応の在り方を検討すべきである。

④ 所轄庁の監督能力を支援する全国的な研修・情報提供体制の整備

通信制教育に精通した担当者が各所轄庁に常に配置されとは限らないため、添削指導、面接指導、メディア減免、連携協力施設等について、文部科学省が研修教材、事例集、研修機会等を提供し、全国的に専門性を支えることが必要である。

⑤ 公立通信制高校を含めた制度運用の適正化

通信制高校全体の教育の質を確保する観点から、私立だけでなく公立についても法令・ガイドラインの適正な運用を確認する必要があるとの意見もある。

以上の提言は、通信制高校に対する規制や監督を単に強化することを目的とするものではなく、生徒がどの地域、どの学校・施設で学ぶ場合であっても、適切な教育環境と

必要な支援を確実に受けることのできる仕組みを構築することを目的とするものである。そのためには、学校自身による適切な管理運営と改善、所轄庁による専門的かつ継続的な指導・監督及び支援、所轄庁間の連携、さらにそれらを支える国による基準・制度の整備が、それぞれの役割を果たしつつ相互に機能することが重要である。

とりわけ、通信制高校の規模や形態も多様化している中では、設置認可等の事前段階から、設置後の点検・調査、改善状況の確認に至るまでを一連の質保証の仕組みとして捉え、全国的な教育の質の確保と、地域の実情に応じた適切な運用との両立を図っていくことを求めたい。

以上

私立通信制高校の設置・監督にかかる 大阪府の取組

資料 2

1.私立通信制高校の設置基準

2.他都道府県への連携施設の設置

3.実地調査

4.点検調査

5.入試日程

1. 私立通信制高校の設置基準

- 学校の安定的な運営と教育条件の維持を図るため、国の「標準例」を基本として一部独自の要件を設けている。

「大阪府私立通信制高等学校等の設置認可等に関する審査基準」より

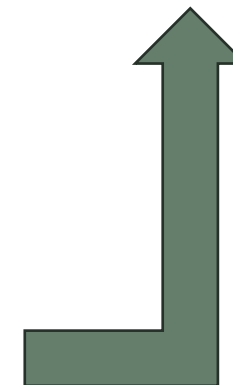
7 資産等

- (1) 実施校及び分校における校地、校舎その他の施設は、自己所有であること。**ただし、教育上支障がなく、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、将来にわたり安定して使用できる場合に限り、借用とすることができる。
- ア 20年以上にわたり、賃借権等を取得し、これを登記すること。
- イ 所有者が国、地方公共団体等の公共的団体である場合は、20年未満の賃貸借契約等の締結による借用を認めるものとする。この場合、20年以上の安定的な利用を確保できることが確実であること。

「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」より

[6] 施設及び設備に関すること

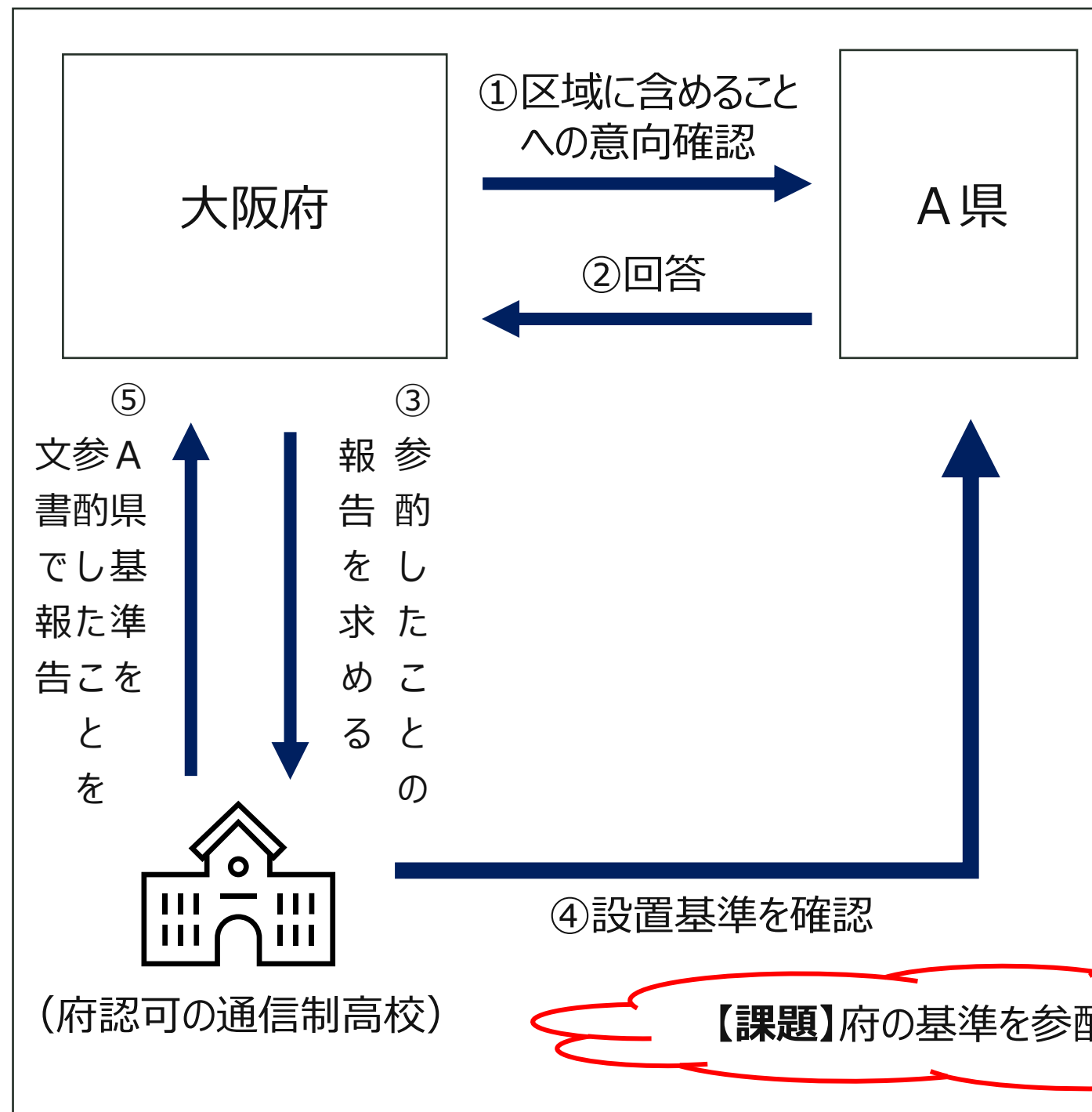
- 1 **実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、**
長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。



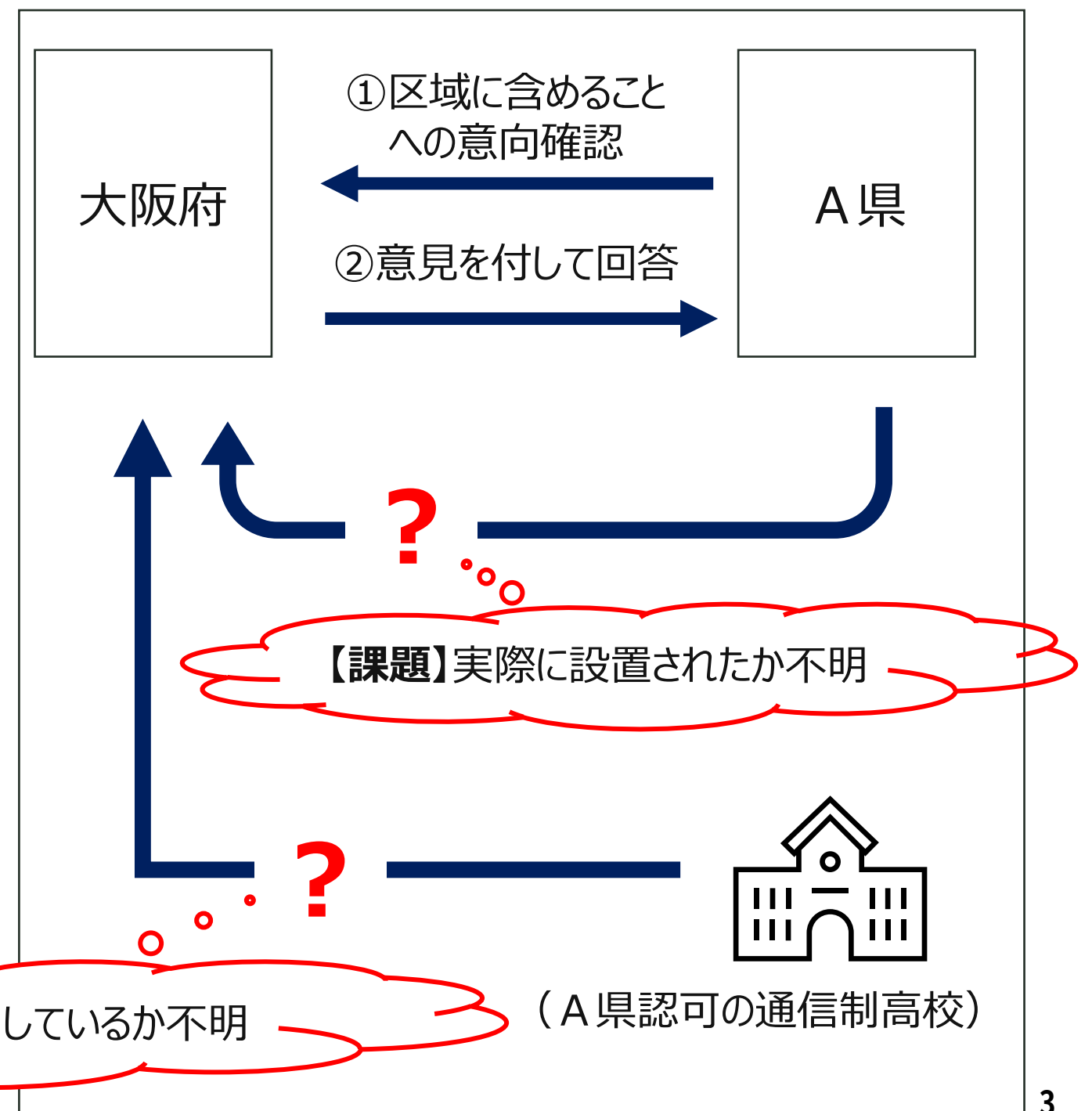
2. 他都道府県への連携施設の設置

- 府認可校が他都道府県に通信教育連携協力施設を設置する場合、設置する都道府県の設置基準を参酌したことの報告を求めている。

府認可校がA県に施設設置



A県認可校が府に施設設置

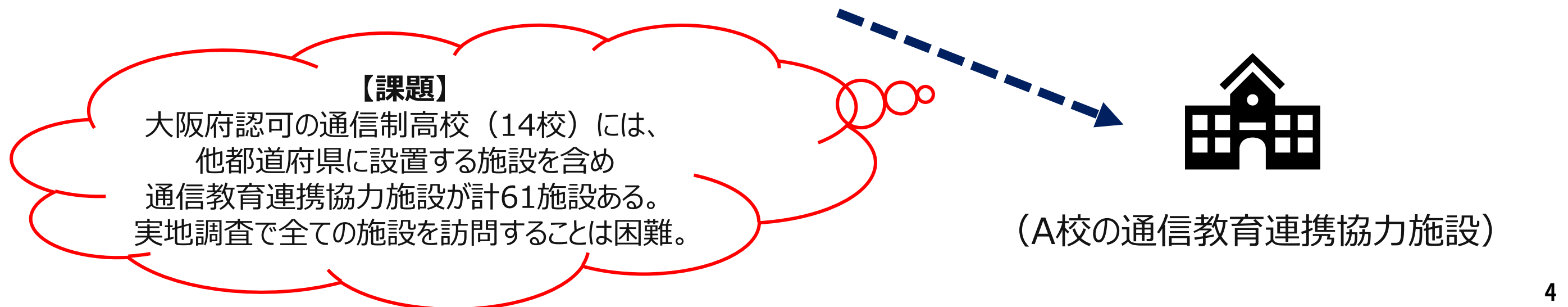
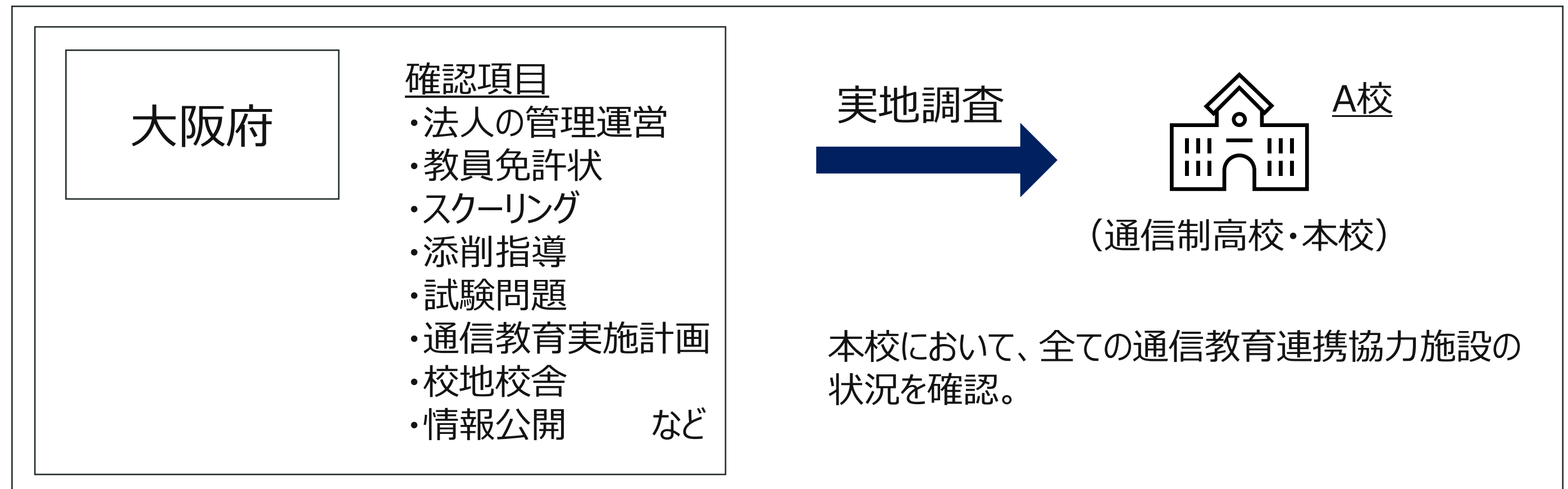


3. 実地調査

- 下記の頻度で通信制高校への実地調査を実施。

狭域通信制高校：2年に1回（9校）

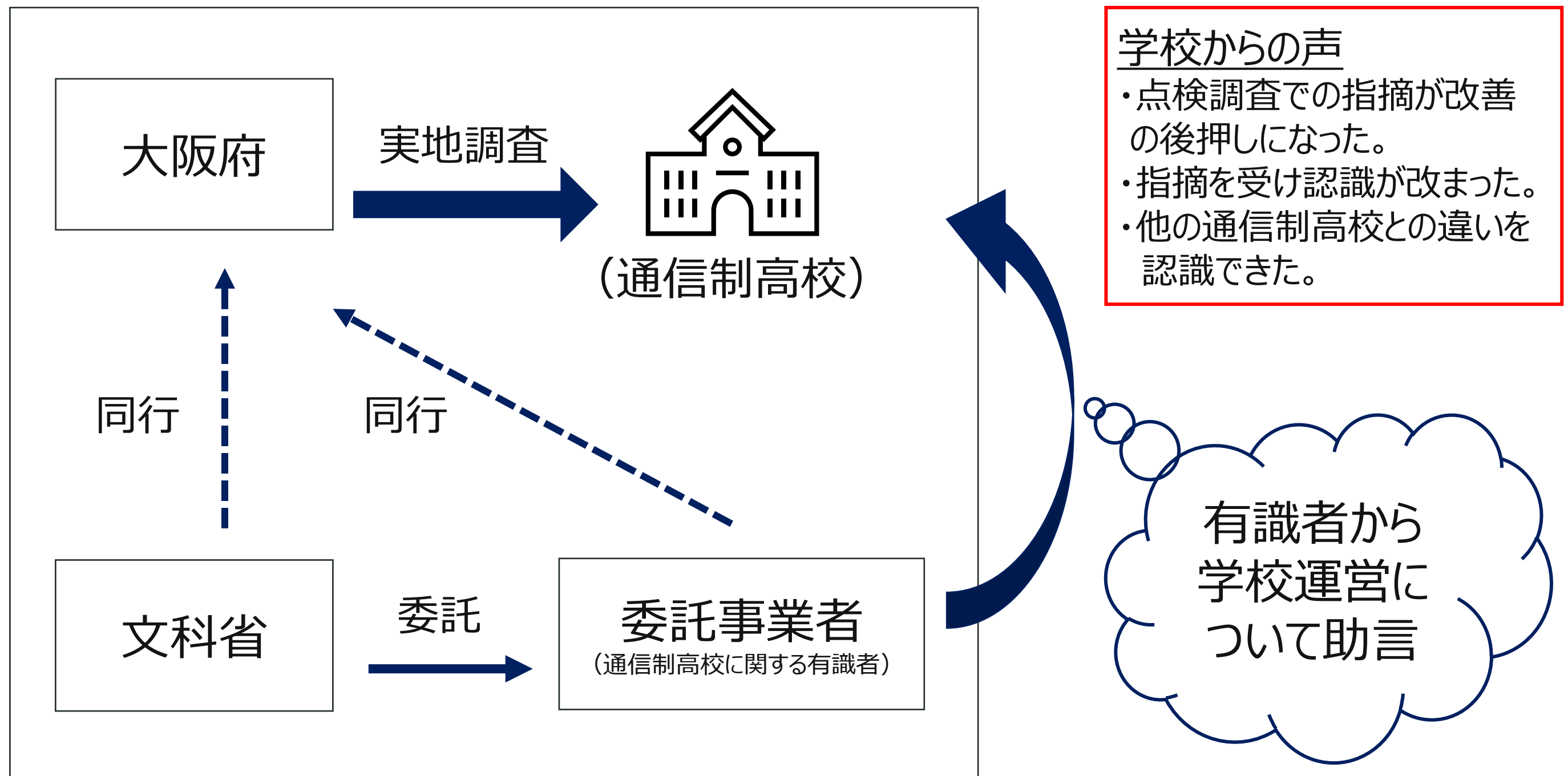
広域通信制高校、株式会社立の通信制高校：毎年度1回（5校）



4.点検調査

- 所轄庁による調査に、文部科学省と文部科学省から委託を受けた事業者が同行する形で実施。

点検調査の枠組み



5.入試日程

- 私学団体に加入している学校は、入試日程を統一。
- 加入していない学校は、独自の日程で生徒募集を実施。

他都道府県認可の通信制高校など
入試日：令和7年10月31日など

各校が日程を設定

大阪府内の私立高校
入試初日：令和8年2月10日

大阪私立中学校高等学校連合会が日程を設定



⇒他都道府県認可の通信制高校が府内に設置する通信教育連携協力施設の中には、統一日程を考慮せず、入試を行う学校がある。
⇒ガイドライン（※）記載の「入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと」が遵守されていないのではないか。

高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン、 通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）に係る運用状況に関するヒアリング（概要）

〔ヒアリング概要〕

趣旨：令和6年に実施した「私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査」の結果を踏まえ、さらにガイドラインや認可基準の標準例の運用状況を把握するために実施するもの。

時期：令和8年7月～8月

対象：私立通信制高校を所轄する都道府県のうち、10団体程度を抽出

実施形態：オンラインによる面談を通じて、都道府県の設置認可や指導監督の実態や課題について情報交換

〔特徴的な取組〕

① 設置認可について

- ・新規設置については、生徒募集の見込みを判断していくに当たって、既存の高校教育の状況も踏まえ、必要性の高い教育内容かという点も確認している。
- ・通信教育連携協力施設を設ける際に他の学校との施設兼用の有無についても確認した上で行っている。
- ・所轄庁の区域内か否かにかかわらず、通信教育連携協力施設を設ける際には現地確認を行っている。
- ・面接指導等実施施設の設置については独立校と同等の基準を設定している。
- ・通信教育連携協力施設を設ける際には施設での教育活動の内容や使用用途を把握できる独自の調査票を活用している。

② 指導・監督等

- ・定期的に独自の点検調査を行い、調査結果を学校にフィードバックして改善を求めている。
- ・他都道府県が所轄する学校の通信教育連携協力施設に在籍する生徒も含めて、域内の施設・生徒に自治体の施策を周知している。

〔主な課題〕

① 通信教育連携協力施設の情報把握について

- ・他都道府県が所轄する通信教育連携協力施設の状況を施設の所在する都道府県が把握することは制度上困難である。
- ・所轄庁も他都道府県に所在する施設を指導・監督することに難しさを感じている。

② 意向確認（教育区域照会）の実効性について

- ・認可基準の標準例に示されている他の都道府県からの意向確認（教育区域に加えることの是非に関する照会）があった場合に、多くの都道府県が「やむを得ない（設置やむなし）」という事実上の追認回答となっている。
- ・「支障がある」と回答した際も、所轄庁において十分に汲み取られていないと感じる場合がある。
- ・意向確認の回答後に認可結果のフィードバックが都道府県に届いていない場合が多く、実情を把握しにくい。

③ 認可基準について

- ・国が策定しているガイドラインや認可基準の標準例についても、分校やその他施設についての定義、風営法の取扱いなど曖昧な記載もあり、学校や都道府県間の基準についての認識に差異が生じている。

④ 所轄庁の事務体制の脆弱性

- ・少人数の体制で他の業務も抱えながら、通信制高校の監督・審査業務を担当している都道府県が多く、通信制高校の管理・監督に対応できる人的資源の確保が困難な状況にある。

八洲学園高等学校

通信教育連携協力施設との 適切な連携協力関係

施設の制度上の位置づけ

区分		設置・位置づけ	教育上の役割
実施校・本校		高等学校としての設置認可	通信教育の実施・学校全体の管理
面接指導等実施施設	分校	実施校の一部として設置	校長の管理下で教育を実施
	協力校	他の高等学校等の協力	面接指導等への協力
	指定技能教育施設	教育委員会による指定	指定された連携科目の技能教育
学習等支援施設		通信教育連携協力施設の一類型	学習・生活・進路等の支援

専修学校も、指定を受けた場合は「指定技能教育施設」に該当

大阪府では協力校は原則一条校の施設が前提。専修学校等での認可前例はないとの本校認識。

八洲学園高等学校の施設構成と在籍者数

15施設 1,859人

2026年5月1日現在



直営7施設 1,325人

技能連携校 8施設・534人

指定技能教育施設	在籍者数
八洲学園高等専修学校	58人
美芸学園高等専修学校	21人
大阪美容専門学校	208人
エコーペット高等専修学校	50人
神戸女子洋裁専門学校	6人
日本高等美容専門学校	74人
町田みのり高等部	59人
三宮みのり高等部	58人

校長の責任と施設ごとの管理方法

八洲学園高等学校 校長

教育課程の編成 成績評価・単位認定 卒業認定

分校・直営の学習等支援施設

学校組織内の指揮命令
教職員配置・校務分掌
校内の情報共有と報告

指定技能教育施設

連携措置計画書に基づく協議
学習状況の確認・記録
校長による指導・助言

※本校に当該施設担当教職員を配置し、定期的に訪問

直営キャンパスと外部サポート校の比較

比較項目	本校の直営キャンパス	外部サポート校との連携
設置・運営	八洲学園高等学校の設置者	高校とは別の事業者等
教職員の管理	校長の管理下で配置・運営	高校と施設の役割分担を文書化
学習等の支援	学校組織内で実施・情報共有	取り決めに基づき実施・報告
単位・卒業認定	八洲学園高等学校が行う	連携元（実施校）の高等学校が行う

本校の直営施設

梅田・三宮・新宿・池袋

本校では、いわゆる外部サポート校との連携は行っていない

技能連携における教育の分担

八洲学園高等学校

普通科目の通信教育
レポート・面接指導・試験
成績評価と校長による単位認定

指定技能教育施設

指定された連携科目の技能教育
授業・実習の実施
履修状況と学習成果の共有

8施設すべてが指定技能教育施設

専修学校6施設 + その他の教育施設2施設（町田・三宮みのり高等部）

町田みのり高等部の連携科目（例）	指導時間	単位数
ビジネス基礎・簿記・情報処理・ビジネスコミュニケーション 商品開発と流通・ビジネス法規	各140時間	各4単位
課題研究（α）・課題研究（β）・課題研究（γ）	各70時間	各2単位

連携措置計画書に定める内容

取り決めの領域	主な記載内容
教育内容	対象課程・定員、連携科目、指導時間、対応単位
指導計画	年間指導計画、科目別指導計画、教科書・教材
学習状況の確認	巡回指導、履修状況、連携教育に係る日誌
評価・単位認定	高校担当教諭による評価、校長による単位認定
連絡・変更手続	連絡協議会、組織の相互通知、変更時の協議

双方の長が記名押印し、各1通を保管

適切な連携協力関係を確保する仕組み

① 連携協力関係の確保

直営施設は校長の管理下で運営
技能連携校とは指導計画を協議し、学習状況を確認

② 文書による取り決め

連携措置計画書で教育内容と責任を明確化
評価・単位認定、連絡協力、変更手続をあらかじめ定める

本検討会議における検討課題及び 通信制高等学校に関する基礎資料

令和8年9月29日

初等中等教育局高等学校振興課

高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律第 9 条に基づく、大臣の基本指針を策定するに当たって、以下の課題に沿って検討を進める。

- ① 改正法第 9 条第 2 項各号の事項について、これまで通信制の課程を置く高等学校（実施校）における主体的な学校運営改善のための取組や、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として示してきた「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン（平成28年 9 月策定。令和 5 年 2 月最終改訂）」を踏まえながら、今般の法改正の趣旨（時代に即した目的の明記、責務の見直し等）に照らして、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- ・ 多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備、施設・設備の整備について
- ・ 実施校と通信教育連携協力施設との適正な連携協力関係の確保について
- ・ 学校評価・情報公開の徹底について

- ② 特に、これまでガイドラインに記載がない、「第三号 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力」について、どのような事項を盛り込むべきか。

例えば、以下の観点でどのような事項を盛り込むべきか。

- ・ 認可に当たって、所轄庁から通信教育連携協力施設が所在する都道府県への情報共有、意見交換について
- ・ 認可後、所轄庁と通信教育連携協力施設が所在する都道府県の相互間の連携協力について
- ・ 文部科学省、所轄庁が合同で実施する点検調査について（通信教育連携協力施設の所在都道府県の関与含む）

- ③ その他、通信教育の適正な実施及び運営の確保のために、盛り込むべき事項はあるか。

(参考) 改正後の「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」(抜粋)

第九条 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針 (以下この条において「基本指針」という。) を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項

二 通信教育の適正な実施及び運営の確保に必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項

三 広域通信制課程 (学校教育法第五十四条第三項に規定する広域の通信制の課程をいう。以下この号において同じ。) における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する次に掲げる事項

イ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設に関する情報の共有及び意見の交換に関し必要な事項

ロ 広域通信制課程を置く高等学校及びこれに係る通信教育連携協力施設の管理運営の状況を把握するための調査の実施に関し必要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、通信教育の適正な実施及び運営の確保に関し必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

通信制高等学校に関する基礎資料

- 1. 通信制高等学校の現状**
- 2. 通信制高等学校の制度変遷及びこれまでの取組**
- 3. 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正**

1. 通信制高等学校の現状

高等学校通信制課程の概要（通信教育の方法）

- 高等学校通信制課程は、勤労青年に高等学校教育の機会を提供するものとして戦後に制度化され、教室授業を中心とする全日制課程・定時制課程とは異なり、通信手段を主体とし、生徒が自宅等で個別に自学自習することとして、添削指導・面接指導・試験の方法により教育を実施している。また、これらに加えて多様なメディアを利用した指導を行うことができる。
- 近年では、学習時間や時期、方法等を自ら選択して自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの特長を生かして、勤労青年のみならず、スタートラインも目指すゴールも異なる多様な生徒に対して教育機会を提供している。

通信教育の方法

面接指導 (スクーリング)

教師から生徒への対面指導、生徒同士の関わり合い等を通じて、個々の生徒のもつ学習上の課題を考慮した個人差に応ずる指導を実施

添削指導

生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送することにより指導を実施

試験

添削指導・面接指導等による指導を踏まえ、個々の生徒の学習状況等を評価



多様なメディアを利用した指導

ラジオ・テレビ放送やインターネット等を利用して学習し、報告課題の作成等を通じて指導を実施

教育課程の特例（※高等学校学習指導要領第1章第2款5）

- ・ 各教科・科目の添削指導の回数、面接指導の単位時間の標準は、全日制課程・定時制課程とは異なり、下表のとおり定められている。
- ・ 多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れて指導を行った場合には、面接指導等の時間数のうち10分の6以内の時間数を免除することができる（生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、複数のメディアを利用することにより、合わせて10分の8以内の時間数を免除することができる）。※各教科・科目と特別活動について

1 単位当たりの添削指導及び面接指導の回数

各教科・科目等	添削指導 (回)	面接指導 (単位時間)
国語、地理歴史、公民及び 数学に属する科目	3	1
理科に属する科目	3	4
保健体育に属する科目 のうち「体育」	1	5
保健体育に属する科目 のうち「保健」	3	1
芸術及び外国語に属する科目	3	4
家庭及び情報に属する科目 並びに専門教科・科目	各教科・科目の必要に応じて2～3	各教科・科目の必要に応じて2～8

（※）学校設定教科に関する科目のうち専門教科・科目以外のもの、理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上確保した上で、各学校で設定。

（※）特別活動は、ホームルーム活動を含めて、卒業までに30単位時間以上指導。

（※）卒業に必要な単位数は、74単位以上。

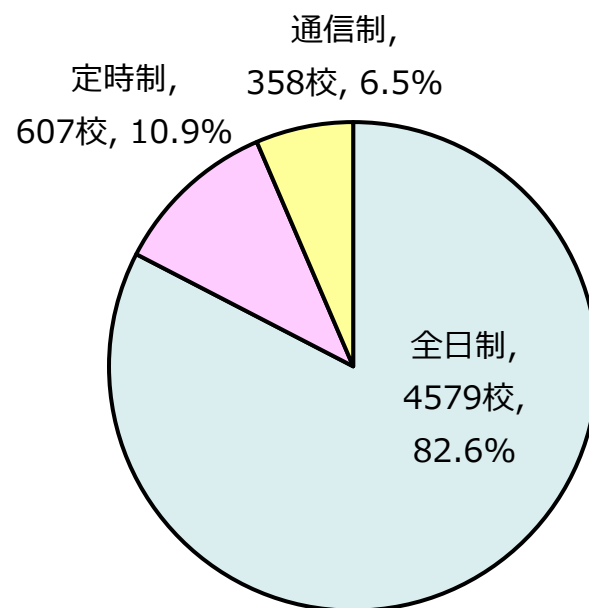
高等学校の学校数（令和 8 年度）

- 高等学校の学校数（令和 8 年度）について、全日制高校は4,579校（全体の82.6%）、定時制高校は607校（全体の10.9%）、通信制高校は358校（全体の6.5%）。

（全日制・定時制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,832	1,297	4,144
定時制	—	169	3	172
全定併置	—	415	20	435
総計	15	3,416	1,320	4,751



（通信制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	147	153
併置校	—	77	128	205
総計	—	83	275	358

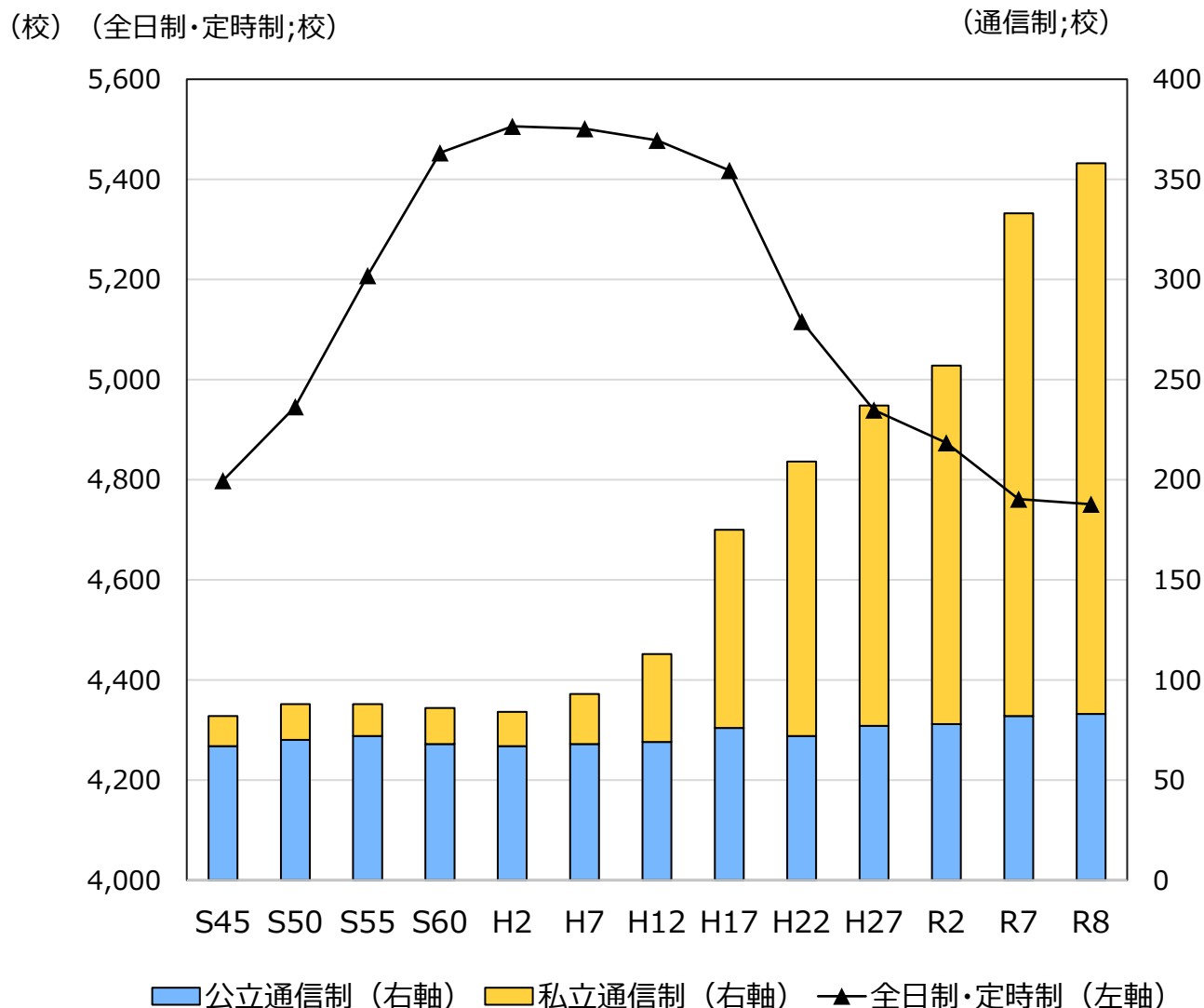
※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和 8 年度の数値は速報値

通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。

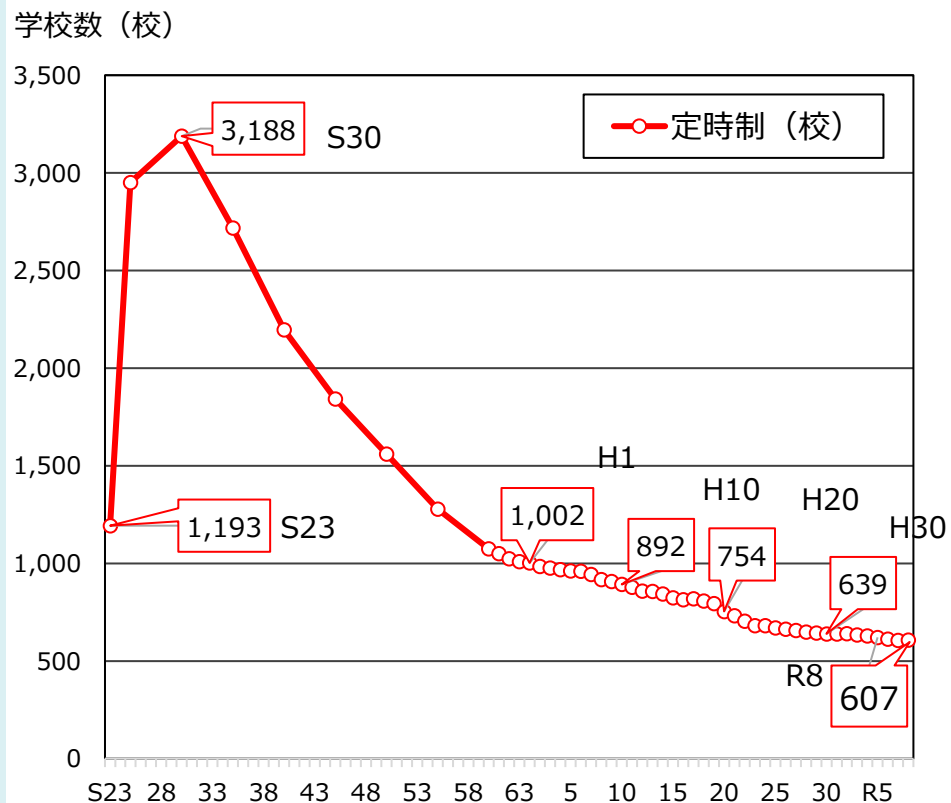
	全日 定時	通信		計
		公立	私立	
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
H7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R2	4,874	78	179	257
R7	4,761	82	251	333
R8	4,751	83	275	358



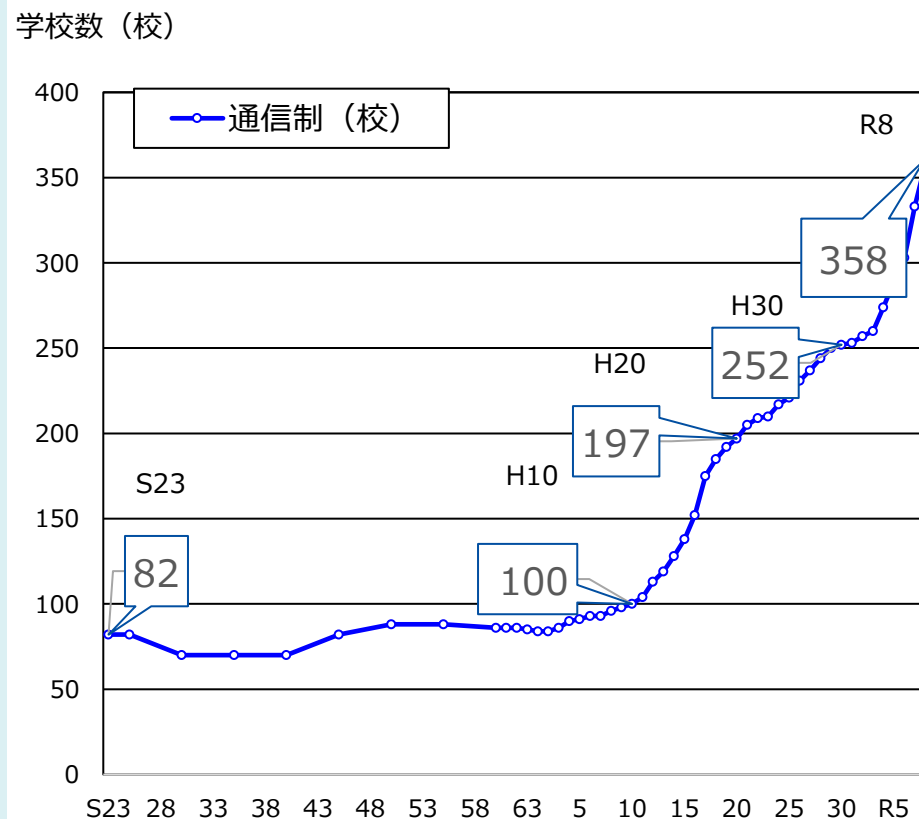
(出典) 文部科学省「学校基本調査」
※令和8年度の数値は速報値

高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程を置く学校数の推移



通信制課程を置く学校数の推移



（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和8年度の数値は速報値

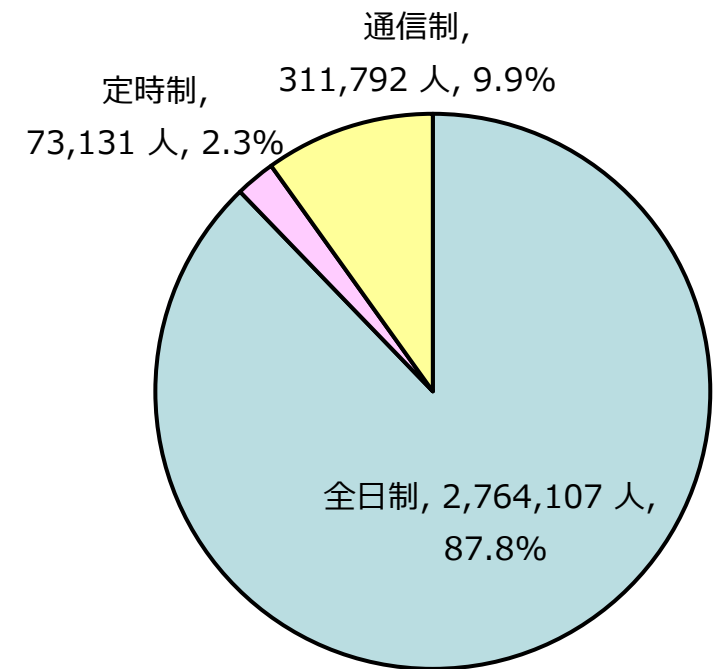
高等学校の生徒数（令和 8 年度）

- 高等学校の生徒数（令和 8 年度）について、全日制高校は2,764,107人（全体の87.8%）、定時制高校は73,131人（全体の2.3%）、通信制高校は311,792人（全体の9.9%）。

(人)

	国立	公立	私立	総数
全日制	7,962	1,753,033	1,003,112	2,764,107
定時制	—	71,392	1,739	73,131
通信制	—	61,572	250,220	311,792
総計	7,962	1,885,997	1,255,071	3,149,030

※専攻科・別科に属する生徒数を除く。



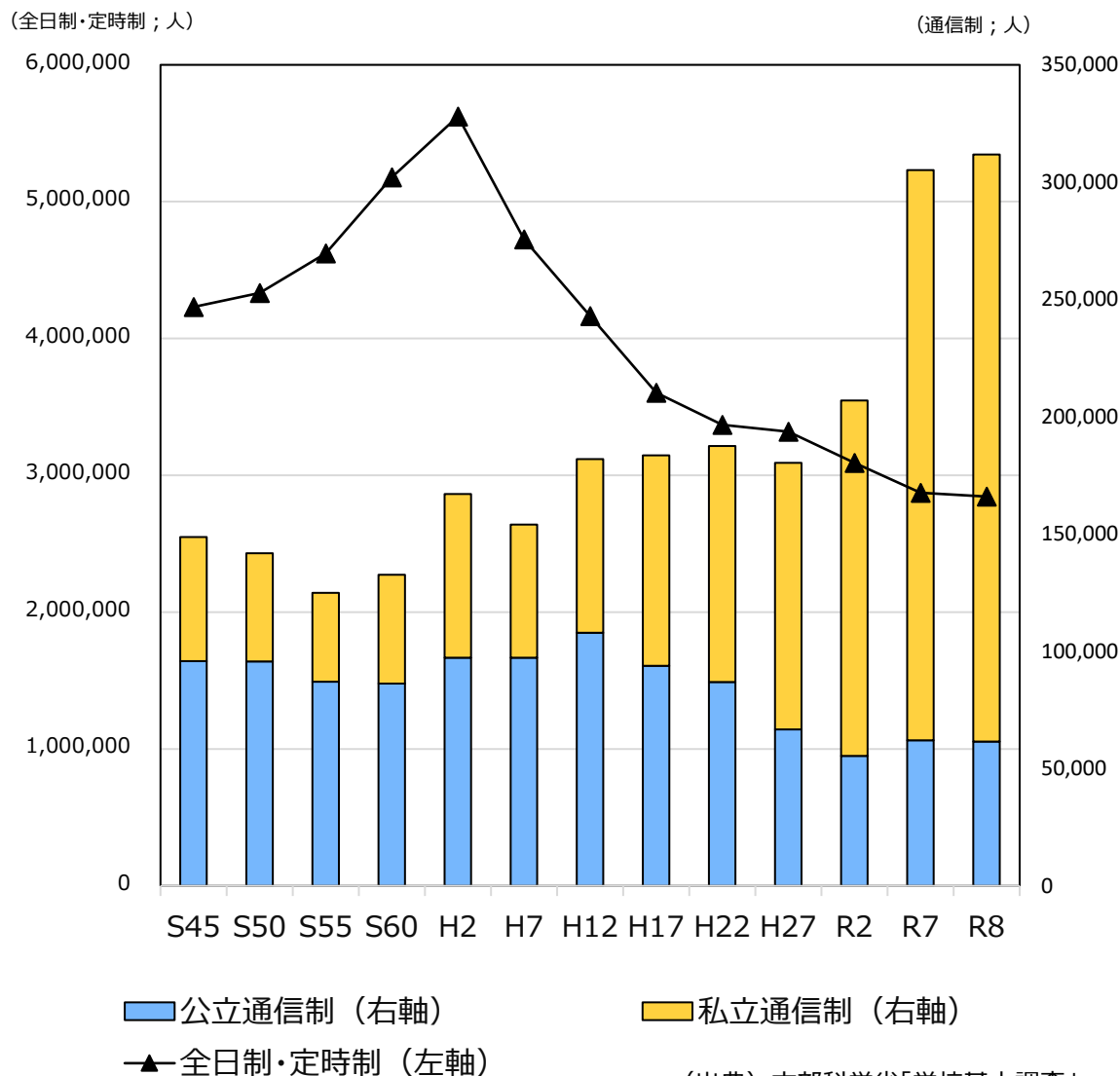
（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和 8 年度の数値は速報値

通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している。（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約3倍に増加）

(人)

	全日 定時	通信		
		公立	私立	計
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R7	2,873,619	62,008	243,189	305,197
R8	2,845,117	61,572	250,220	311,792

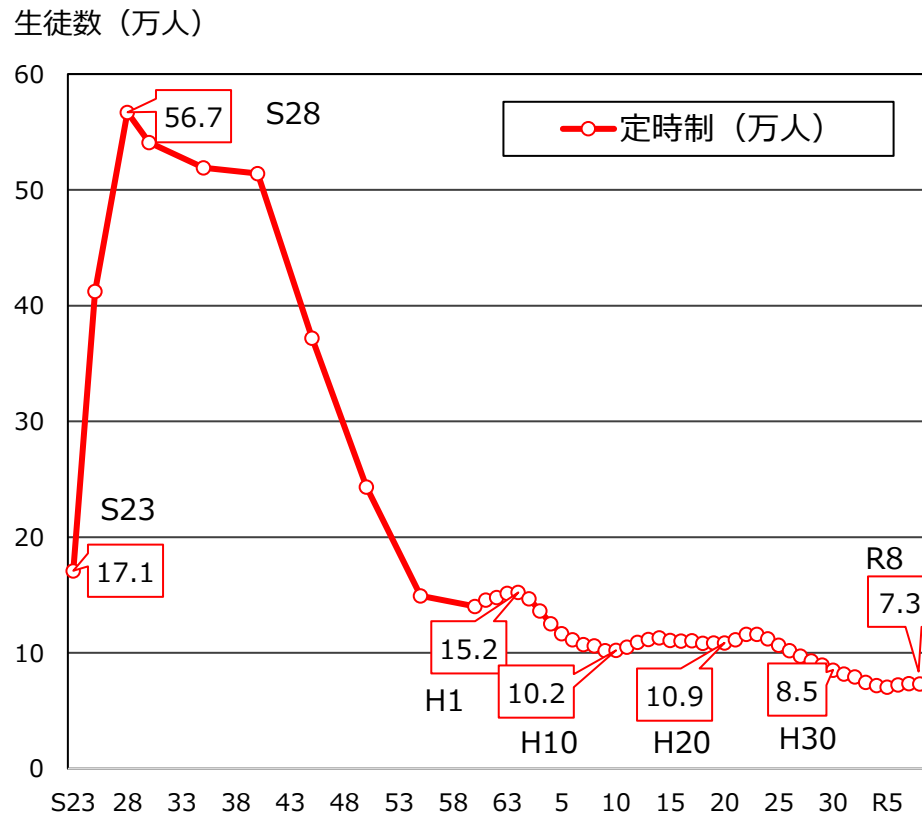


(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。
(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

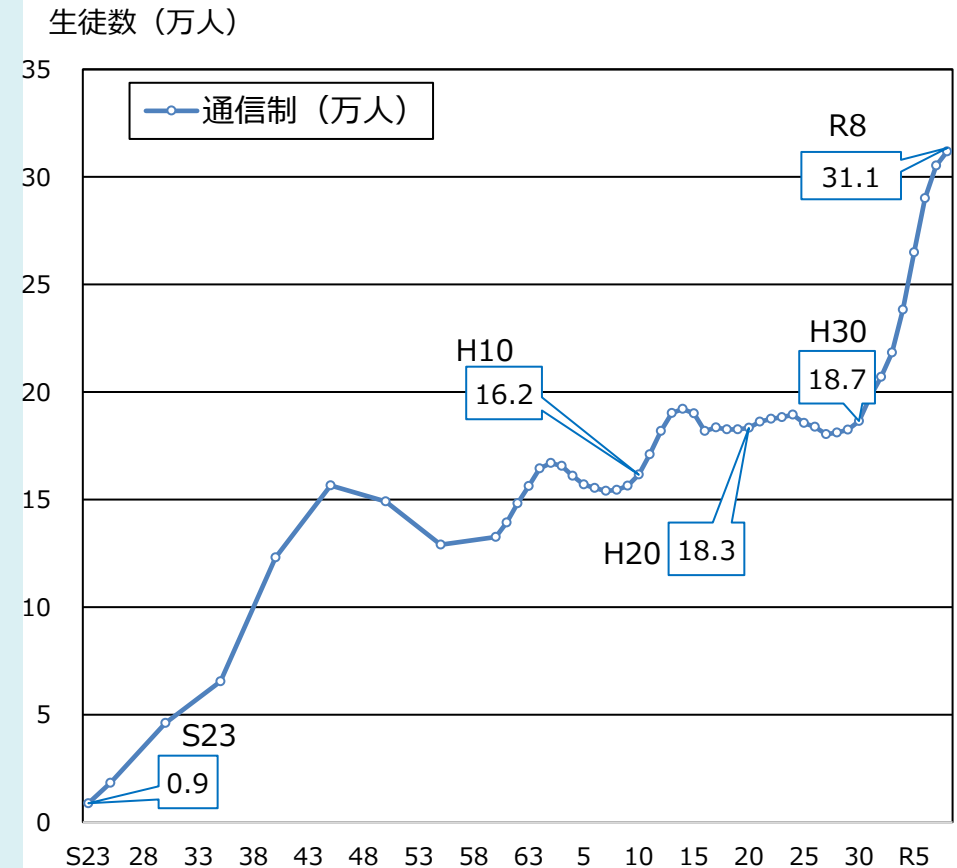
(出典) 文部科学省「学校基本調査」
※令和8年度の数值は速報値

高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程の生徒数の推移



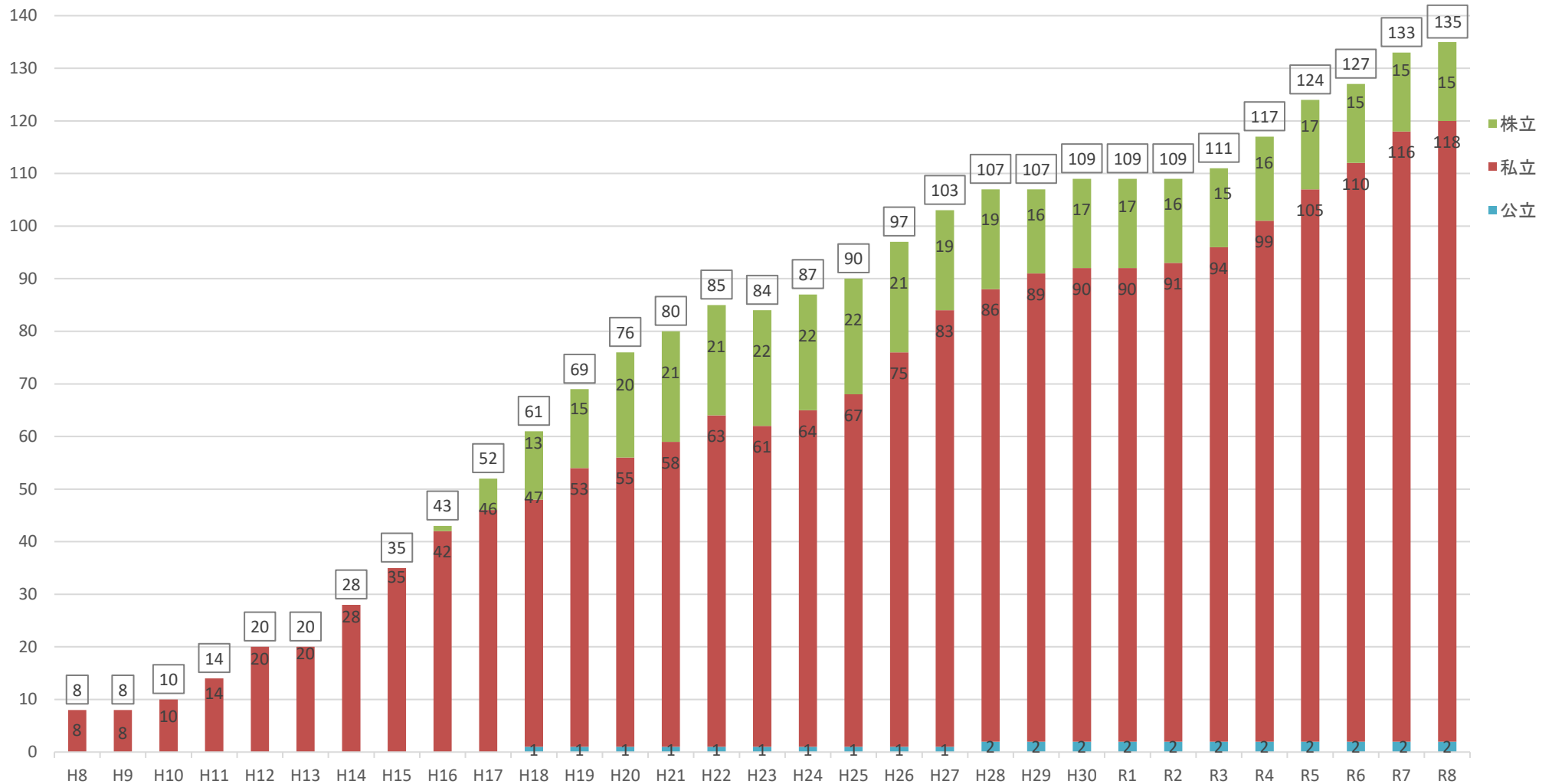
通信制課程の生徒数の推移



（出典）文部科学省「学校基本調査」
※令和8年度の数值は速報値

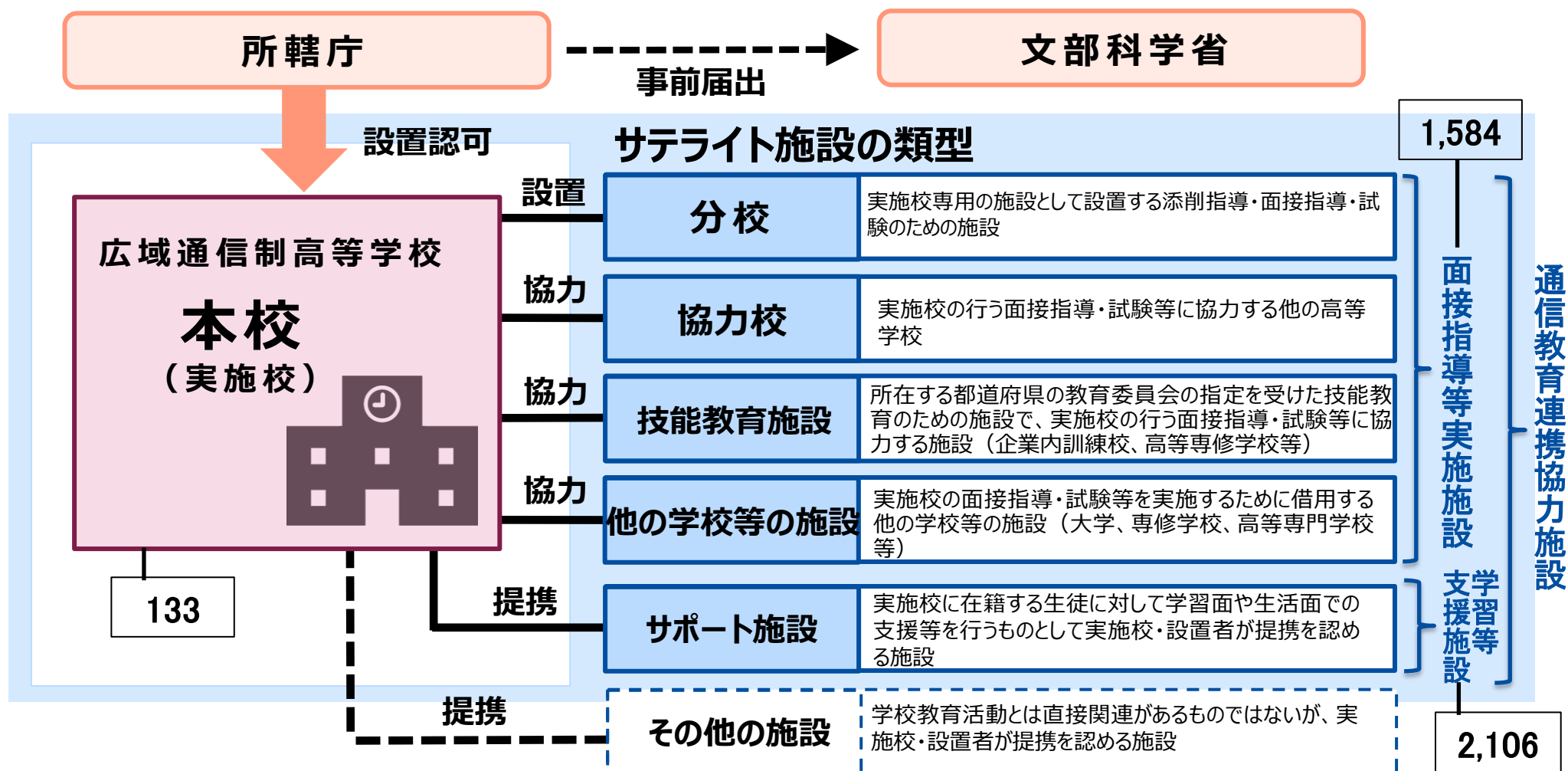
広域通信制高校の学校数の推移

○ 広域通信制高校の学校数については、平成10年以降、急激に増加。平成10年からの10年間で66校増加し、平成20年からの10年間で33校増加している。



広域通信制高等学校のサテライト施設の類型

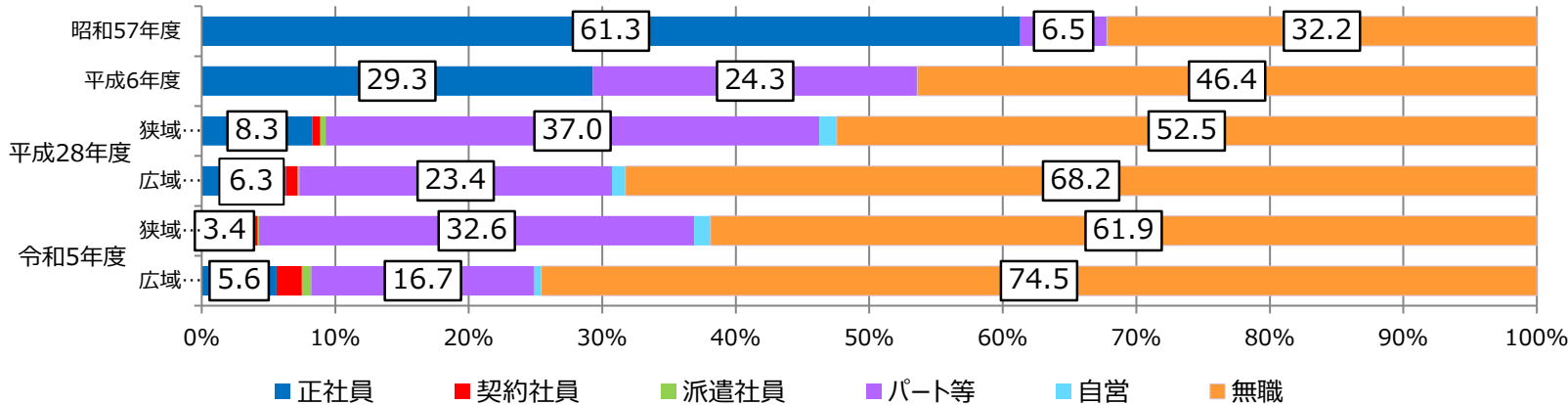
- 通信制高等学校のうち、通信教育を行う区域が本校の所在する都道府県を含め3以上の都道府県にまたがる学校を**広域通信制高等学校**と言う。広域通信制高等学校の設置等を認可する場合には、所轄庁はあらかじめ文部科学省へ届出を行うこととなる。
- **広域通信制高等学校は所轄の都道府県の区域を越えて教育活動等を行い**、その本校（実施校）とは別に、面接指導や添削指導のサポート等を実施するための**サテライト施設を広範に展開する学校も多く存在**している。



通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

○ 通信制高等学校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高等学校に在籍する生徒の就業状況の変化



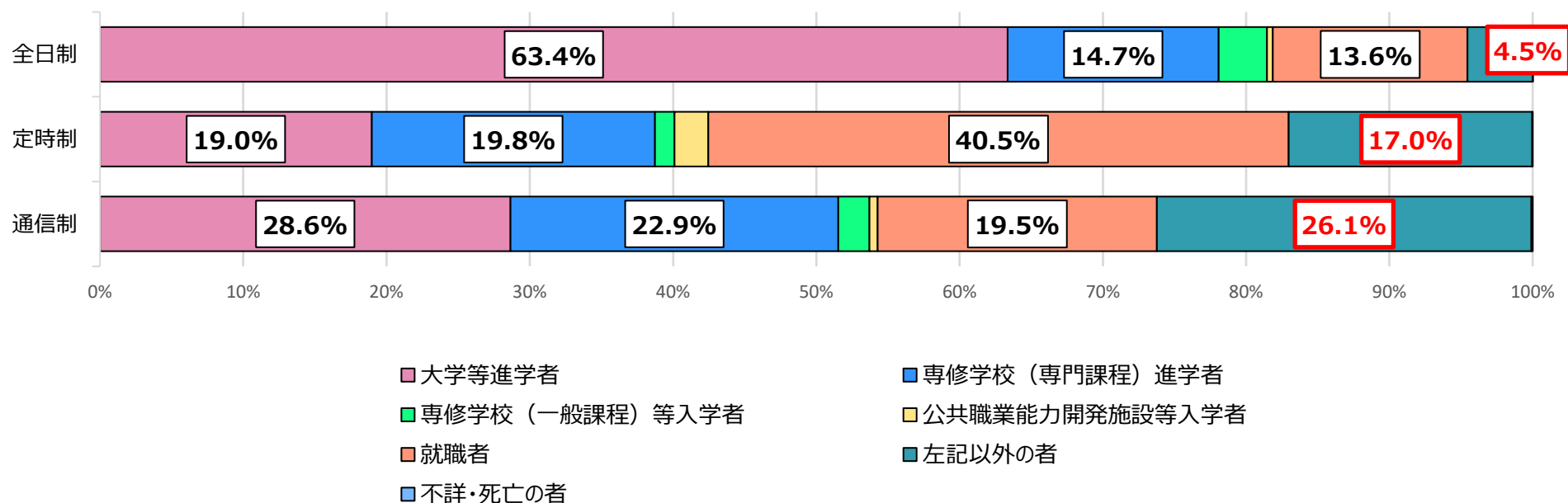
通信制高等学校に在籍する生徒の実態等

	狭域 通信制	広域 通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	65.6%	64.2%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	1.0%	0.6%
ひとり親家庭の生徒	28.2%	29.9%
特別な支援を必要とする生徒	7.9%	8.1%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	1.2%	0.6%
心療内科等に通院歴のある生徒	21.1%	21.4%

(※) 広域通信制とは、通信教育を行う区域が本校の所在する都道府県を含め3以上の都道府県にまたがる学校を指す。

高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和6年度間）

- 高等学校の卒業後の状況について、令和7年5月1日現在、令和6年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が63.4%、定時制課程では就職者が40.5%、通信制課程では大学等進学者が28.6%で最多となっている。
 なお、通信制課程では進路未決定者等が26.1%となっており、全日制・定時制に対して多い状況にある。



- (※1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※5) 就職者とは、上記の※1～4以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※1～5に該当しない者等を示す。
- (※7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、その年の5月1日までに死亡した者及び生死が不明の者を示す。

令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

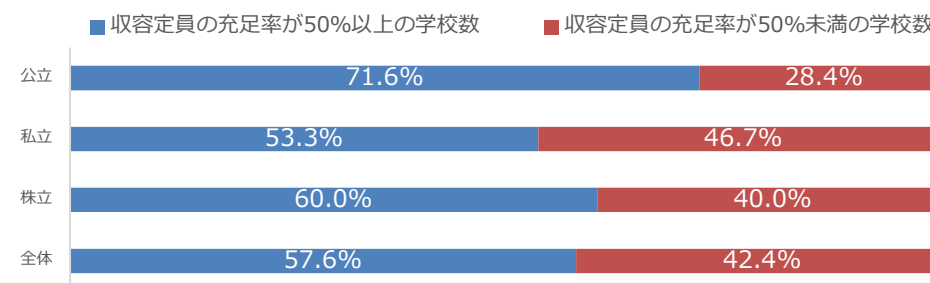
▼ 設置形態

- 公立・私立・株立の別について、私立が最も多く、70.3%を占めている。
- 広域・狭域の別について、広域は41.2%、狭域は58.8%となっている。
なお、**私立は広域が51.1%、株立は広域が100%**となっている。

	広域	狭域	合計（学校数）
公立	2（2.5%）	79（97.5%）	81
私立	116（51.1%）	111（48.9%）	227
株立	15（100%）	0（0%）	15
全体	133（41.2%）	190（58.8%）	323

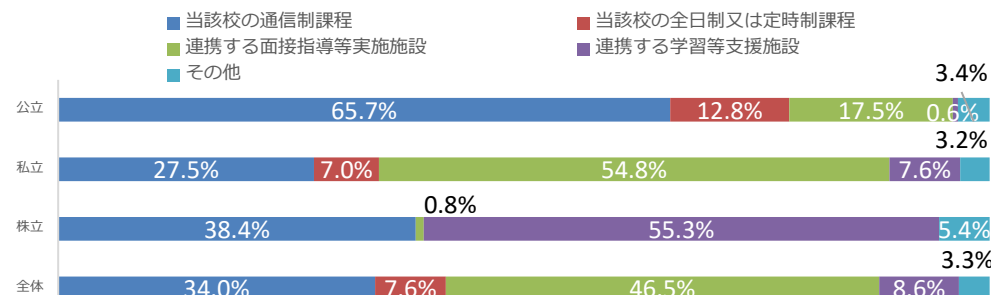
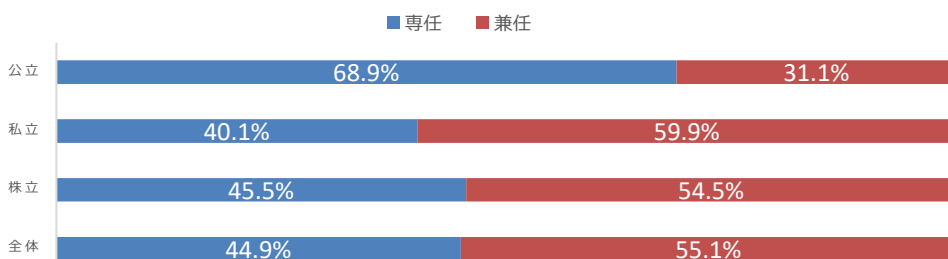
▼ 収容定員数・在籍生徒数

- 収容定員の充足率について、**充足率が50%以上の学校は57.6%、充足率が50%未満の学校は42.4%**となっている。
- 収容定員数について、**5,000人以上と定めている学校が24校あり、公立は1校、私立は21校、株立は2校**となっている。
- 在籍生徒数について、**5,000人以上在籍生徒がいる学校が10校あり、私立は9校、株立は1校**となっている。



▼ 教諭等・講師及び助教諭、スクールカウンセラーの状況

- 教諭等・講師及び助教諭の専任・兼任の別について、辞令上、当該校の通信制課程のみの勤務となっている**専任の者は44.9%**、当該校及びその他の学校・課程・施設の職を兼ねる**兼任の者は55.1%**となっている。専任の割合が、**公立は68.9%、私立は40.1%、株立は45.5%**となっており、公立に比べ、**私立・株立は専任の割合が少ない**。
- 教諭等・講師及び助教諭の主な勤務場所の別について、**公立は当該校の通信制課程で勤務する者が最も割合が大きく、私立は連携する面接指導等実施施設で勤務する者、株立は連携する学習等支援施設で勤務する者が最も割合が大きくなっている**。
- スクールカウンセラーに相談できる体制を整えている学校について、**公立は98.8%、私立は79.7%、株立は80%**が体制を整えていると回答しており、公立に比べ、私立・株立は体制を整えている学校の割合が少ない。

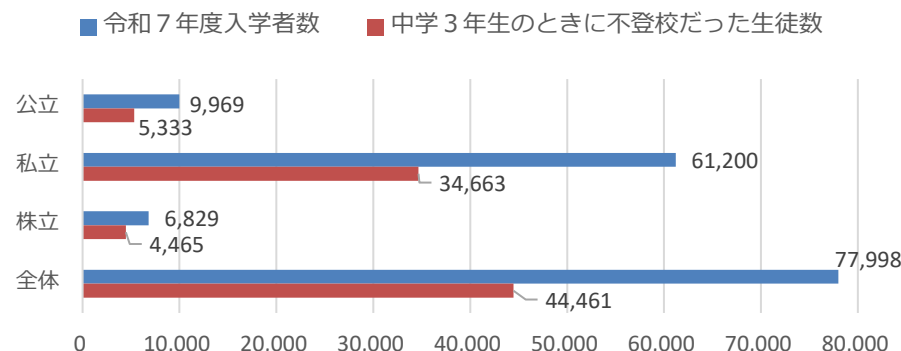


令和7年度通信制高等学校実態調査に関する調査結果について(概要)

調査時点：令和7年5月1日現在

▼ 生徒の状況等

- 令和7年度入学者数のうち中学3年生のときに不登校だった生徒は44,461人、割合は57%となっている。
- 令和7年3月31日時点の在籍生徒数のうち、令和6年度間に添削課題の提出はあるが、面接指導に1日も来ていない生徒数は8,097人、割合は2.6%となっている。



▼ 通信教育の状況

- 特別活動以外の大半の教科・科目で、多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の減免を「10分の6以内の時間数」で行う学校は、全体の70%～80%であった。

▼ スクール・ポリシーの策定・公表状況（本校）

- 「高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針」（いわゆる「グラデュエーション・ポリシー」）、「教育課程の編成及び実施に関する方針」（いわゆる「カリキュラム・ポリシー」）、「入学者の受入れに関する方針」（いわゆる「アドミッション・ポリシー」）の三つの方針（スクール・ポリシー）について、策定していない学校は、全体の12%程度、策定しているが公表していない学校は15%程度となっている。

▼ 自己評価の実施・公表・報告状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 学校教育法施行規則第104条第1項において準用される規則第66条により規定する、自己評価を実施していない学校（本校）が41校（13.9%）、自己評価を実施しているが公表していない学校（本校）が64校（25.3%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない学校（本校）が15校（5.9%）あった。
- 通信教育連携協力施設についても、高等学校通信教育規程第13条に基づき、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について、本校が学校評価を実施し、その結果を公表、設置者に報告する必要があるが、本校が自己評価を実施していない施設が2,398施設（58%）、自己評価を実施しているが公表していない施設が356施設（20.5%）、自己評価を実施しているがその結果を設置者に報告していない施設が53施設（3%）あった。

▼ 情報公開の状況（本校及び通信教育連携協力施設）

- 高等学校通信教育規程第14条第1項各号に掲げる情報の公表を行っていない学校（本校）や通信教育連携協力施設が多くあった。特に、第4号の教員及び職員の数その他教職員組織に関すること、第5号の入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること、第6号の通信教育実施計画に関することについて、公表している割合が低い傾向にあった。

【全日制・定時制・通信制（本校）】

- 学校教育法施行規則（抄）
- 第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。
- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針

情報の公表

【通信制（本校）・通信教育連携協力施設】

- 高等学校通信教育規程（抄）
- 第十四条 実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。
- 一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。
 - 二 通信教育を行う区域に関すること。
 - 三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。
 - 四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。
 - 五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。
 - 六 通信教育実施計画に関すること。
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。
 - 八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。
 - 九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

【全日制・定時制・通信制（本校）】

学校教育法施行規則（抄）

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五、第五十七条第一項、第五十八条から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

【通信教育連携協力施設】

高等学校通信教育規程（抄）

第十三条 実施校は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 実施校は、前項の規定による評価の結果を踏まえた当該通信教育連携協力施設において通信教育を受ける生徒の保護者その他の当該通信教育連携協力施設の関係者（当該実施校及び当該通信教育連携協力施設の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

3 実施校は、第一項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、当該実施校の設置者に報告するとともに、これらの結果に基づき、当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る活動の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。

2. 通信制高等学校の制度変遷及びこれまでの取組

通信制課程に関する制度の主な変遷と文部科学省の取組

昭和23年	・ 高等学校は、通信による教育を行うことができる旨規定
昭和28年	・ <u>定通振興法</u> 制定
昭和36年	・ <u>通信制課程の制度化</u> ・ <u>通信制独立校、広域通信制高校の制度化</u> （ <u>広域通信制高校については文部大臣承認制を採用</u> ）
昭和37年	・ 高等学校通信教育規程の全部改正 ※現行の省令へと改正
昭和45年	・ 広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項（学校／課程の設置廃止等）に限定
昭和58年	・ <u>広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ改正</u>
平成15年	・ 構造改革特区法の改正による <u>株式会社立学校の制度化</u>
平成27年	・ ウィッツ青山学園高等学校による高等学校等就学支援金の不正受給事案の発覚
平成28年	・ <u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」の策定</u>
平成29年	・ 広域通信制高校に対する国と所轄庁による共同での <u>点検調査の開始</u>
令和3年	・ 「通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」 ・ <u>学校教育法施行規則の改正、高等学校通信教育規程の改正</u> 【通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設ごとの定員の設定、教育水準の確保のために実施校と同程度の教育環境が備えられるよう規定を追加、教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する <u>学校の基本情報の公表を義務化</u> 】（令和4年4月1日施行）
令和4年	・ 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議 審議まとめ」 ・ <u>高等学校通信教育規程の改正</u> 【少なくとも <u>生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要と規定</u> 、通信制課程の規模の下限規定撤廃】（令和5年4月1日施行） ・ 所轄庁向けの広域通信制高校のサテライト施設の最新情報や指導監督のためのノウハウの共有、データの共有を行うための <u>都道府県間プラットフォームの構築を予算事業にて実施</u>
令和5年	・ <u>通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定</u>
令和7年	・ <u>私立広域通信制高等学校の設置認可等に関する調査結果の公表</u> ・ <u>通信制高等学校に関する実態調査</u>
令和8年	・ 定通振興法改正（令和8年7月23日公布、令和9年1月23日施行）

通信制課程に関する制度の主な変遷

	改正法令等	主な改正内容
昭和23年	学校教育法制定、中等程度通信教育実施要領に関する件(事務次官通達)、中等教育学校通信教育指導要領(試案)制定、高等学校通信教育規程を制定	高等学校は、通信による教育を行うことができる旨、規定 国語1教科にて通信教育開始。以来、順次実施科目を拡大(遠距離生徒の便、放送教育の利用により可能)。
昭和28年	定通振興法制定	
昭和30年	高等学校の通信教育の実施科目の拡充ならびに同通信教育による卒業について(事務次官通達)	通信教育の取得可能単位数の制限がなくなり、通信教育のみで高校卒業が可能に。
昭和31年	高等学校通信教育規程の改正、高等学校学習指導要領の改訂	通信教育規程において、通信教育の方法として、自学自習の上で添削指導、面接指導及び試験等を行うことを規定。学習指導要領において、実施科目・単位数、添削指導回数、面接指導時間数、特別教育活動の時間数、卒業に要する履修期間等を規定
昭和32年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、ラジオ5/10まで
昭和35年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について テレビ3/10,ラジオ5/10, あわせて6/10まで
昭和36年	学校教育法改正	通信制課程の制度化、通信制独立校・広域通信制高校の制度化(広域通信制高校については文部大臣承認制を採用)、技能教育施設制度の創設
昭和37年	高等学校通信教育規程の改正	通信教育の方法として、添削指導、面接指導及び試験に加えて、放送による指導等の方法を加えて行なうことができる旨を明記
昭和38年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数について、各年次20日間と定め
昭和45年	学校教育法改正	広域通信制課程について、文部大臣による承認制を一部の政令事項(学校/課程の設置廃止等)に限定
	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、テレビ・ラジオそれぞれ5/10, あわせて6/10まで
昭和48年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数について、卒業までに80日間と定め
昭和53年	高等学校学習指導要領の改訂	出校日数の定めを削除 放送利用による面接指導時間数の減免について テレビ・ラジオそれぞれ6/10, あわせて8/10まで

通信制課程に関する制度の主な変遷②

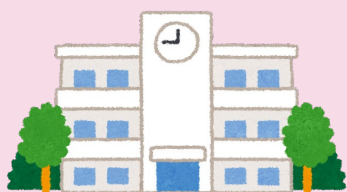
	改正法令等	主な改正内容
昭和58年	学校教育法改正	広域通信制課程の設置廃止等について文部大臣の「承認制」から「届出制」へ
昭和63年	学校教育法施行規則改正	単位制の導入
昭和63年	学校教育法改正、学校教育法施行規則改正（平成元年）	定時制・通信制課程の修業年限を「4年以上」から「3年以上」へ弾力化 技能教育施設を「大臣」から「都道府県教育委員会」指定 修業年限を定めるに当たって勤労青年への配慮を規定
平成15年	高等学校学習指導要領の改訂	「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加
	構造改革特区法改正	株式会社立学校の制度化
平成16年	高等学校通信教育規程改正	設置基準の大綱化（生徒数に応じた教員増等の基準を削除、都道府県において設定） 「放送による指導」に「その他の多様なメディアを利用した指導」を追加
平成18年	高等学校通信教育規程改正	他の学校等の施設及び設備の使用を可能に
平成21年	高等学校学習指導要領の改訂	放送利用による面接指導時間数の減免について、各メディア6/10、複数あわせて8/10まで
平成25年	構造改革特区法基本方針改正	株立学校の設置に係る大臣の同意要件を明確化
平成28年	高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの制定	
平成30年	学校教育法施行規則改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂	面接指導施設等を学則記載事項に追加 メディア減免について配慮事項の明確化
令和3年	学校教育法施行規則改正、高等学校通信教育規程改正、高等学校学習指導要領の改訂、ガイドラインの改訂	通信教育実施計画の策定・公表、同時に面接指導を受ける人数を40人以下に サテライト施設の法的位置づけの明確化（通信教育連携協力施設） 情報の公表の義務化 等
令和4年	高等学校通信教育規程改正	少なくとも生徒数80名当たり教諭等が1名以上必要と規定 通信制課程の規模の下限規定の撤廃
令和8年	定通振興法改正	題名を「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改正 目的規定に、多様な生徒の特性に配慮するとともに、生徒の個性に応じて将来の進路を決定し豊かな人生を送ることに資すること等を明記 国、地方公共団体、設置者の責務を明記 大臣の基本指針の策定、権限の適切な行使、調査研究の推進等に係る規定を新設

広域通信制高等学校の設置認可及び監督をめぐる関係

広域通信制高等学校

本校（実施校）

- ・3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施



※一部の広域通信制高校では、集中スクーリング形式により、実施校で面接指導を実施している学校もある

設置
・協力
・提携

サテライト施設

- ・面接指導や添削指導のサポート等を実施
- ・主に、当該施設が所在する都道府県内の生徒が在籍

通信教育連携協力施設	面接指導等実施施設	分校	実施校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設
		協力校	実施校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校
		技能教育施設	所在する都道府県教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設で、実施校の行う面接指導・試験等に協力する施設（企業内訓練校、高等専修学校等）
		他の学校等の施設	実施校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設（大学、専修学校、高等専門学校等）
	学習等支援施設	サポート施設	実施校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うものとして実施校・設置者が提携を認める施設

設置認可・
監督



実施校が所在する都道府県

- ・所轄庁として、広域通信制高校や面接指導等実施施設の設置認可を行う
- ・学校運営や教育活動等について監督を行う
- ・実態として、都道府県の区域を越えた施設に対して監督を行うことは物理的に困難
- ・提携するサポート施設に対する直接の監督は困難

設置認可・監督



サテライト施設が所在する都道府県

- ・現行制度においては、サテライト施設に対して行政指導等を行う権限を有しておらず関与できない
- ・当該施設の生徒数や教育活動の実態を把握すること等については、現行の権限上、困難
- ・都道府県の域内の子どもたちに対する教育活動である以上、一定の責任を持って、関与したいという意見もある

私立（株立含む）広域通信制高校に対する所轄庁の権限について

私立学校法

構造改革特区法

□ 報告書の提出

（私立学校法第6条、構造改革特区法第12条）

※報告書の提出がなかった場合には、学校教育法第13条の閉鎖命令等の事由になりうることをされている。

- 指導、助言、援助（地教行法第48条）
- 報告の徴収、措置の要求、認定の取消、助言、援助（構造改革特区法第7条～10条）※株立のみ

文部科学省

学校教育法

□ 学校の設置・廃止等の認可

（学校教育法第4条第1項）

・学則の変更（収容定員の変更）

□ 学校の変更命令（学校教育法第14条）※株立のみ

・当該学校が、設備、授業、その他の事項について、法令の規定等に違反したとき

□ 学校の閉鎖命令（学校教育法第13条）

- ①法令の規定に故意に違反したとき
- ②法令の規定により文部科学大臣の命令に違反したとき
- ③6か月以上授業を行わなかったとき

所轄庁

私立学校法 ※株立以外

□ 寄附行為・変更の認可・届出

（私立学校法第23条第1項・第108条）

□ 措置命令・役員の解任勧告

（私立学校法第133条）

- ①学校法人が法令の規定等に違反したとき
- ②その運営が著しく適正を欠くと認めるとき

□ 解散命令（私立学校法第135条）

法令の規定に違反又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合（他の方法により監督の目的を達することができない場合）

□ 報告及び検査（私立学校法第136条）

※その他

□ 相手方の協力による行政指導

（行政手続法第32条）

所掌事務の範囲内での行政指導

学校法人

私立学校振興助成法 ※株立以外

（私立学校振興助成法第12条）

※私学助成を受ける学校法人に限る

- ①報告聴取、質問、検査（第1号）
- ②収容定員超過の是正命令（第2号）
- ③予算変更の勧告（第3号）
- ④役員の解職勧告（第4号）

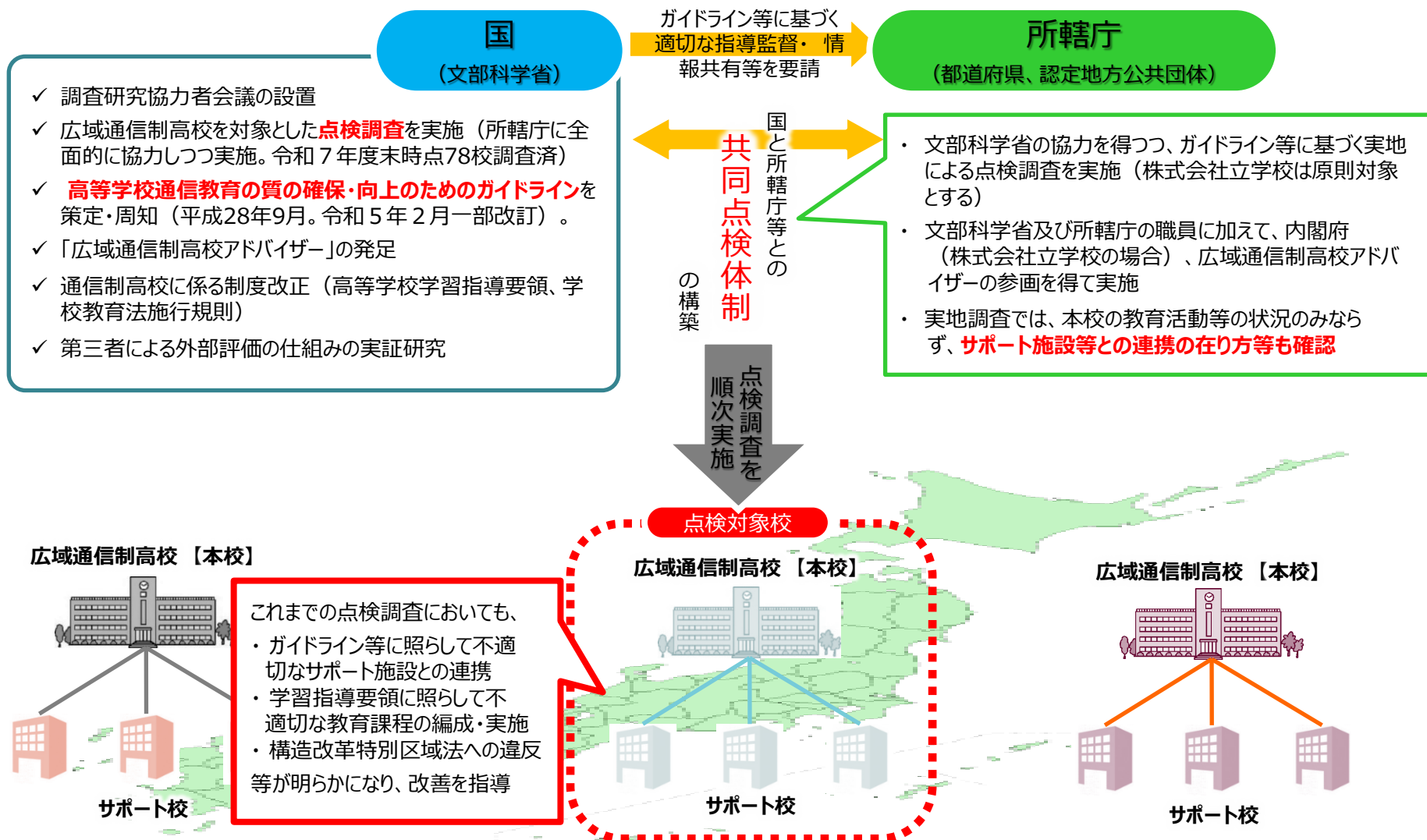
通信教育連携協力施設

本校
（実施校）



広域通信制高校の質の確保・向上方策の全体像

- 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、「**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**」の策定や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。



背景・目的

- 文部科学省では、令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示す「通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）」（以下「標準例」という。）を令和5年11月に策定した。
- 近年、私立広域通信制高等学校が大幅に増加していることから、各所轄庁における私立広域通信制高等学校の設置認可等に関して状況を把握するため、下記のとおり調査を実施した。（調査対象：61自治体（47都道府県、14市町村））

調査結果

1. 私立広域通信制高等学校の認可状況

- 収容定員数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**28自治体で増加、4自治体で減少、14自治体で増減なし**となった。
- 在籍生徒数について、令和2年から令和6年にかけて、61自治体のうち、**41自治体で増加、4自治体で減少、1自治体で増減なし**となった。
- 定員の充足率（在籍生徒数÷収容定員数×100）について、令和6年において、61自治体のうち、**50%にすら満たない自治体は13自治体、在籍生徒数が収容定員数を超過している自治体は1自治体**となった。（なお、充足率が50%を満たせばよいというものではない。）

※61自治体の中には、私立広域通信制高等学校の設置のない自治体も含む。

※各年度の5月1日時点と比較

2. 私立広域通信制高等学校に関する認可方法

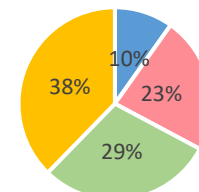
- 各自治体において私立広域通信制高等学校の設置認可や学則変更の認可をする際、標準例に記載の各項目を確認しているかについて、「**確認していない**」との回答が**10自治体以上あった項目**は、以下のとおりであった。（なお、調査の対象は、61自治体のうち、過去認可実績等のない16自治体を除く45自治体とする。）

- ・ 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、**当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮**しなければならないこと。（11自治体）
- ・ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、**実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導**すること。（12自治体）
- ・ 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、**文章で解答する記述式を一定量取り入れること**。（15自治体）
- ・ 通信教育を行うに当たっては、**試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保**して行うこと。（10自治体）
- ・ 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する**情報の公表**を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における**教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示**すること。（11自治体）

3. 自治体独自の認可基準

- 61自治体のうち、標準例の策定以降に、自治体における独自の認可基準を新たに定めた自治体は6自治体、内容を見直した自治体は14自治体、定めているが見直していない自治体は18自治体、**定めていない自治体は23自治体**であった。

- 新たに定めた
- 内容を見直した
- 定めているが見直していない
- 定めていない

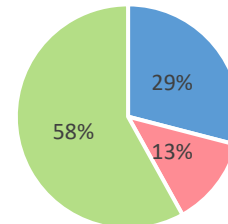


4. 高等学校入学者選抜の日程

- 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、実施校における高等学校入学者選抜を、実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は36校、**実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は16校**、実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない学校は71校であった。

実施校

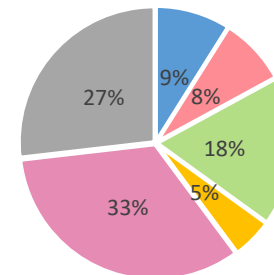
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 実施校が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 実施校が所在する都道府県において基準となる日程を定めていない



- 私立広域通信制高等学校123校（休校中及び募集停止中の2校を除く）のうち、その面接指導等実施施設における高等学校入学者選抜について、全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている学校は11校、**一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）学校は10校**、**全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない学校は22校**、当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない学校は6校、全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない学校は41校、面接指導等実施施設を設置していない学校は33校であった。

面接指導等実施施設

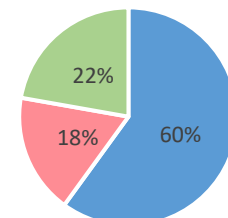
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている
- 一部の施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っている（行っていない）
- 全ての施設が当該施設が所在する都道府県において定める時期に行っていない
- 当該施設が所在する全ての都道府県において基準となる日程を定めていない
- 全ての面接指導等実施施設において独自の入学者選抜を行っていない
- 面接指導等実施施設を設置していない



5. 通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数

- 61自治体のうち、所轄する私立広域通信制高等学校における通信教育を行う区域（生徒が居住する都道府県）ごとの生徒数について、毎年把握している自治体は27自治体、**把握していない自治体は8自治体**、その他の自治体は10自治体であった。なお、16自治体については、私立広域通信制高等学校の設置がなかった。

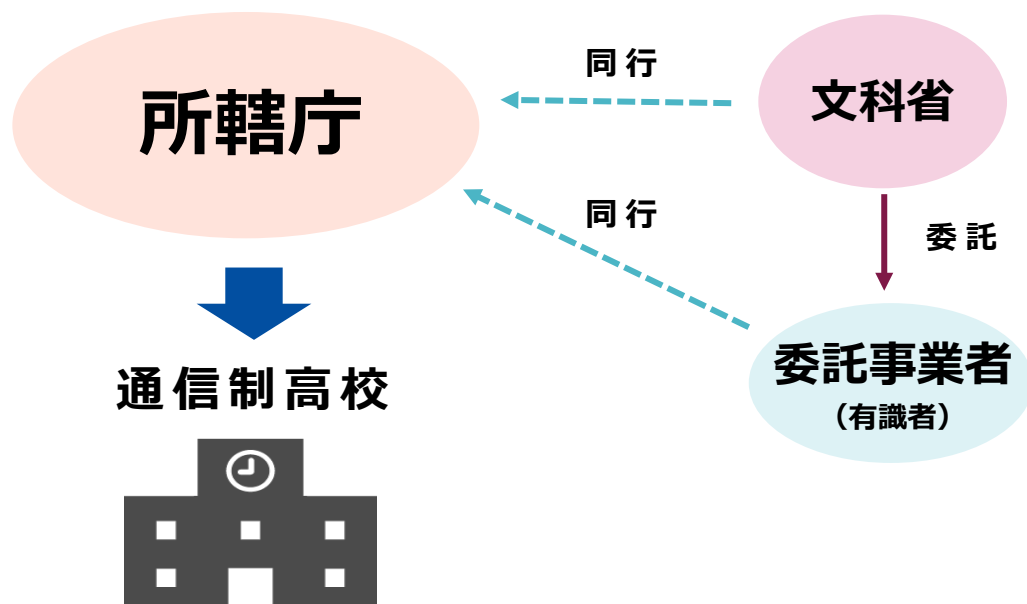
- 毎年把握している
- 把握していない
- その他



点検調査の概要

通信制高校における点検調査は、所轄庁による任意の調査に、文部科学省と文部科学省から委託を受けた事業者※の有識者が同行する形で実施している。

調査の実施体制



調査項目

1. 学校の管理運営に関する事項

- (1) 教職員の配置等
- (2) 施設及び設備の整備等
- (3) 通信教育連携協力施設の設置等
- (4) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
- (5) 学校評価
- (6) 情報公開

2. 教育課程等に関する事項

- (1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価
- (2) 添削指導及びその評価
- (3) 面接指導及びその評価
- (4) 多様なメディアを利用した指導及びその評価
- (5) 試験及びその評価
- (6) 学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施状況

調査の流れ

事前の書面確認
(下記調査項目に係る資料を事前に精査)

実地調査

1日目：本校



2日目：通信教育連携協力施設

文科省から所轄庁へ指摘事項の通知

(1～2か月以内)

所轄庁から文科省へ改善状況の報告

広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案（概要）

- 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査（点検調査）を実施（これまで延べ78校に対して実施（令和7年度末時点））。点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

点検調査で確認された不適切な教育活動等（例）

- ・ 学習指導要領で定める面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 添削指導や面接指導の内容が高等学校教育にふさわしくないものだった事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が超過していた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 面接指導を対面でなくオンラインのみで行っていた事案
- ・ 本校及び面接指導等実施施設以外の施設で面接指導や試験が実施されていた事案
- ・ 提携するサポート施設をあたかも高校のように表現し、生徒・保護者に誤解を与えていた事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設があたかも認可され設置されたように宣伝されていた事例

定時制・通信制高等学校における 教育の質確保・多様性への対応に関する調査研究

令和9年度要求・要望額

2億円
(新規)



「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」の改正に伴い、不登校経験など、多様な背景を有する生徒が在籍する定時制・通信制高校に関する調査や実証研究により、教育の質の確保及び多様性への対応の充実を図る。

学校を
支援

① 定時制・通信制高校の多様性に応じた学び 充実支援事業

不登校経験など多様な背景を有する生徒が進学する選択肢となっている定時制・通信制高校において、社会的自立に必要な資質・能力が身に付けられるようなカリキュラム開発や、卒業後の進路を見据えた支援に関する調査研究を実施する。

※受託者が7校程度の学校（国公立の定時制・通信制高校等）を支援することを想定。

▼卒業後の進路を見据えた支援

進路未決定率の高い定時制・通信制高校において、他機関との連携等を通じた就労支援を中心とした卒業後の進路を支援する方法など。

▼定時制・通信制高校のカリキュラム開発

不登校経験などのある生徒の社会的自立に向けたカリキュラムの開発や、対面機会の少ない通信制高校における総合的な探究の時間や特別活動の効果的なカリキュラムの開発など。

▼学びの継続に必要な
心理的・福祉的支援

▼報告会の実施

事業報告会を開催し、好事例を共有。
有識者によるアドバイスをもとに調査研究を深化。

件数・ 単価	1箇所・約1億1,700万円	委託先	民間団体等
-----------	----------------	-----	-------

所轄庁を
支援

② 広域通信制高校の適切な指導監督のための 支援

本校の所在県以外に所在するサテライト施設を含めた広域通信制高校への指導監督を行う所轄庁を支援する。

▼点検調査の実施

広域通信制高校を中心に、所轄庁・文科省・有識者が現地調査を実施。

▼アドバイザー派遣 **NEW!**

通信制高校に関する有識者を所轄庁に派遣し、専門的な助言を行う。

▼指導監督のための情報の整備 **NEW!**

点検調査の際の指摘事項や各所轄庁の設置認可基準などの情報を整備し、共有する。

件数・ 単価	2箇所・約6,100万円	委託先	民間団体等
-----------	--------------	-----	-------

生徒・保護
者を支援

③ 通信制高校の情報発信を通じた質保証

通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校の進路指導担当者等が適切な情報を得られるような情報発信を行う。



件数・ 単価	1箇所・約800万円	委託先	民間団体等
-----------	------------	-----	-------

背景・目的

ウィット青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**したもの

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

①教職員の配置等

・添削指導等は教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うとともに、多様な生徒の事情に寄り添ったきめ細やかな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ること。具体的には、教諭等の人数は、5又は生徒数を80で除して得た数のいずれか大きい方の数以上とすること。ただし、この教諭等の数の基準は最低基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍する学校においては、適宜体制を見直すこと

・その他、SC、SSW等の配置等、支援の充実に努めること

②施設及び設備の整備等

・実施校は面接指導に必要な実験・実習施設や運動場等を確保すること

③通信教育連携協力施設の設置等

・面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とし、実施校の身分を有する教職員が面接指導や成績評価等を行うこと

・面接指導等実施施設の編成等は、施設の種類、連携協力の内容、定員等を勘案して、通信教育規程の基準に照らすこと

・学習等支援施設の施設等は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと

④通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

・添削指導等は実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させないこと

・実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないよう適切な措置を講じること

・生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明すること

⑤学校評価

・通信教育連携協力施設についても自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること

・第三者評価の積極的な活用を検討すること

⑥情報公開

・実施校は教育を行う区域等の情報を公表すること

⑦その他

・高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行すること

・収容定員は、教職員の数その他教職員組織、施設、設備等を踏まえて適切に定めるべきであり、これらに見合わない過大な収容定員を設定するべきではないこと

・学校保健計画、学校安全計画、危機等発生時対処要領など、法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること

2. 教育課程等に関する事項

①教育課程及びそれに基づく指導と評価

・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること

・各教科・科目等について、通信教育実施計画及び指導計画を作成すること

・通信制課程においても、全日制・定時制と同等の学習が求められていることを踏まえて、面接指導・添削課題等の学習時間や内容について、学習指導要領に定める目標を達成するものとなるよう、適切に設計の上、指導を行うこと

②添削指導及びその評価

・添削指導の回数を十分確保すること

・択一式や短答式の問題が大勢を占めるような課題は不適切であり、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと

③面接指導及びその評価

・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること。その際、複数の科目を同時に同一の教室で一人の教員が指導することは不適切であること

・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること

・正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）は、面接指導と区別されるものであり、面接指導は指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること

④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免

・多様なメディアの利用形態は、オンデマンド型のみならず、少人数かつ同時双方向型で行うなど、個別最適で協働的な学びを実現する形での利用も考えられること

・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること

・面接指導時間を10分の8まで大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であり、極めて例外的な取扱いであること

・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等

⑤試験及びその評価

・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること

・試験問題が毎年同じもの又は添削課題と全く同じものとするなどの不適切な試験が実施されないよう留意するとともに、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。

⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施

・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること

⑦その他

・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

背景・目的

- 令和4年8月29日に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議（審議まとめ）等を踏まえ、**高等学校通信教育の質の確保・向上を図る観点から、設置認可の際に所轄庁において特に確認しておくことが望ましい標準的な事項を示すため策定**したもの。所轄庁において基準を策定する際は、本標準例に記載されていない事項も含めて適切に定めることが必要。
- 所轄庁は、認可後においても、関係法令や「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和5年2月一部改訂。）等を踏まえて、実施校・通信教育連携協力施設の実態把握・指導監督を適切に行うことが必要。

主な内容（以下のうち※の記載は通知の際の留意事項）

[1] 立地条件等に関すること

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。

[2] 名称に関すること

- 1 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同じ又は紛らわしいものでないこと。
- 2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

[3] 規模に関すること

- 1 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。
- 3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

[4] 通信教育を行う区域に関すること

- 1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。
- 2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。
※実施校の設置者が通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合も同様に、当該都道府県の意向を考慮すべきである。

[5] 教職員組織に関すること

- 1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。 ※学校では教育をつかさどる職員として教諭を専任で置くことが原則であり、助教諭又は講師に代えることは、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合に限られるものであること、また、他校教員との兼務は、通信制課程において特色ある教育を行う上で、他校の協力を求める場合など、教育上必要と認められる場合に行われるものであることに十分留意する必要がある。
- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）（令和5年11月策定）

〔6〕施設及び設備に関すること

- 1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。
- 2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

〔7〕通信教育連携協力施設に関すること

- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
※認可時だけでなく、当該通信教育連携協力施設を設けた後も、引き続き当該基準を参酌し、適切な維持管理に努めるべきである。
- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

〔8〕通信教育の方法等に関すること

- 1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。
- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
 - （1）添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
 - （2）各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
 - （3）添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
 - （4）面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
 - （5）通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

〔9〕その他

- 1 実施校は、いじめ防止対策推進法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

通信制高校情報発信サイト「分かる・見つかる通信制高等学校」の公開について

文部科学省では、通信制高校に関する情報発信を行うサイトを新規開設しました。当該サイトでは、通信制高校への進学を検討する生徒や保護者、中学校や高校の教員、通信制高校を所轄する都道府県の職員等が適切な情報を得られるよう、通信制高校の制度や特徴、各通信制高校やサテライト施設（通信教育連携協力施設）の基本情報等について掲載しています。

【サイトのURL】<https://www.mext.go.jp/tsushinseikoukou/>



- 通信制高校とは？
通信制高校の制度や特徴について紹介しています。

【掲載イメージ】

■ 全日制・定時制高校との違い



通信制高校は、教室での授業を中心とする全日制高校や定時制高校とは違い、レポートを提出（添削指導）したり、スクーリング（面接指導）に参加したり、テレビやインターネットで動画を見たりして学習します。また、試験も受ける必要があります。

最近では、学習時間や方法を自分で選択して、自分のペースで学ぶことができる通信教育ならではの長を生かして、働いている人だけでなく、多様な生徒が通信制高校で学習しています。



- 通信制高校の質の確保・向上（所轄庁・学校向け）
通信制高校の質の確保・向上に向けて以下を掲載しています。

- ・高等学校通信教育規程
- ・高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン
- ・通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）
- ・点検調査を通じて明らかになった不適切な事案
- ・自己点検チェックシート
- ・通信教育実施計画の様式例

- 学校検索
各通信制高校やサテライト施設の基本情報、情報公開の状況等について掲載しています。

【掲載イメージ】

〇〇〇〇〇 高等学校

本校 私立

所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇		
設置者名	学校法人〇〇学園		
独立併置の別	独立	広域狭域の別	狭域
通信教育を行う区域	〇〇県 〇〇県 〇〇県		
設置学科	普通学科（普通）	修業年限	3年
収容定員数	〇〇人	在籍生徒数	〇〇人
通信教育連携協力施設数	2		

本校ホームページのトップページURLへ遷移

本校の情報公開ページURLへ遷移

公式サイト 情報公開サイト

- よくある質問
通信制高校に関する、よくある質問について掲載しています。
- 修学支援等
高等学校就学支援金制度に関するページのリンク等を掲載しています。

3. 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律 概要

○ 改正の背景・必要性

- ・昭和28年の制定時は勤労青年を対象としていたが、今日においては**多様な背景を有する生徒が多く在籍し学校数・生徒数ともに増加している**。
- ・現状の課題に対応するよう改正し、**定時制教育及び通信教育の質の確保・向上を図ることが必要**である。

○ 改正の概要

題名【改正】	➢ 「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。
目的【改正】	➢ 目的規定に、「勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性」、「振興並びに適正な実施及び運営の確保」、「高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることに資する」等を明記する。
責務【改正】	➢ 国は、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➢ 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➢ 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、①施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、②情報通信技術の活用等による内容及び方法の改善、③教員の研修の計画の策定及び実施、④通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図る等の責務を有する。
基本指針 【規定の新設】	➢ 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針(基本指針)を定める。 ➢ 基本指針においては、次の事項等を定める。 ① 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項 ② 必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項 ③ 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項
権限の適切な行使 【規定の新設】	➢ 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。
調査研究の推進等 【規定の新設】	➢ 国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

○ その他（附則）

施行期日	➢ 原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
------	-----------------------------------

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備・運用について

【現状・課題】

- 広域通信制高校を設置する学校法人は、多数の生徒・通信教育連携協力施設等を抱え、広域かつ複雑な組織運営を行っており、実効的なガバナンス体制の整備・運用が不可欠。
- 改正私立学校法（令和7年4月1日施行）により、大臣所轄学校法人等には内部統制システムの整備が義務付けられ、一定の基準を満たす知事所轄学校法人にも同様のガバナンス強化措置が適用。広域通信制高校を設置する学校法人にも該当するものが少なくない。
- しかし、制度趣旨が浸透しておらず、基本方針や関係規程等の整備が十分ではない法人も少なくない。整備済でも、内部監査・モニタリング・内部通報制度等の運用が十分に機能していないおそれ。

改正私立学校法で義務付けられた業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び実効的な運用の徹底を、大臣指針において広域通信制高校を設置する学校法人に対し求めるべきではないか。

特に、不適切な運営等を早期に発見・是正できるようにする観点から、①独立性を有する内部監査体制の整備、②定期的なモニタリング（監査）の実施、③実効性ある内部通報・相談窓口の整備等を推進してはどうか。

また所轄庁は、この業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備と運用実態についても、点検・調査をすることとしてはどうか。

【具体的な取組例（イメージ）】

✓ 独立性を有する内部監査体制の整備

- 本校の校長・教頭等の学校現場から一定の独立性を有する内部監査部門を設置
- 本校のみならず、通信教育連携協力施設も含めて監査対象とする

✓ 定期的なモニタリング（監査）の実施（※次ページ記載のPDCAサイクルに位置付ける）

- 添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の運用状況について定期監査を実施（サテライト施設を含む）
- 監査結果については、本校の校長・教頭等に加えて、学校法人の理事会及び監事にも報告し、改善措置につなげる

✓ 内部通報・報告制度の整備

- 教職員、保護者・生徒等が利用しやすい内部通報・相談窓口を整備
- 匿名通報及び通報者保護を徹底
- 通報内容を適切に調査・記録し、再発防止策を講じる

法令等遵守に向けたPDCAサイクルの構築について

業務の適正の確保・法令等遵守及び通信教育の質の維持・向上に向けた**PDCAサイクルの構築**を大臣指針に盛り込み、その実行状況を継続的に点検・評価及び改善していくこととしてはどうか。

取組例（イメージ）

Plan（基本方針・手引等の整備）

- ・ 学校法人の理事会が法令等遵守に係る基本方針を策定・公表
- ・ 校長は添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の基準を学内規程・マニュアル等として整備
例）メディア学習の実施基準として、「計画的かつ継続的」な実施、同時双方向型の活用などの自校運用ルール等を整備

Do（実践）

- ・ 教職員研修や校内周知等を通じて運用ルールを徹底
- ・ 方針・基準に基づき教育活動を実施
- ・ 生徒の学習状況を継続的に把握・支援

Check（自己点検）

- ・ 添削指導、スクーリング、メディア学習、単位認定等の運用状況を定期点検
- ・ 教職員・生徒・保護者等の意見を含めて評価・分析
- ・ 点検・評価結果を記録・保存し、学校法人の理事会及び監事に報告（必要に応じ所轄庁に報告）

Act（改善）

- ・ 課題の原因分析と改善計画の策定
- ・ 学内規程・マニュアル・研修内容を見直し
- ・ 改善状況を次年度の計画へ反映

II . 保険監督上の評価項目

II - 4 業務の適切性

II - 4 - 1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢

II - 4 - 1 - 1 意義 保険会社の業務の公共性を十分に認識し、法令や業務上の諸規則等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることが顧客からの信頼を確立するために重要である。

II - 4 - 1 - 2 主な着眼点

(1)代表取締役、取締役及び取締役会は法令等遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に取り組んでいるか。（「II - 1 経営管理」の項目参照）

(2)法令等遵守に係る基本方針及び遵守基準が取締役会において策定されているか。

(3)コンプライアンスを実現するための具体的な手引書（コンプライアンス・マニュアル）を策定しているか。また、役職員及び保険募集人に対して周知徹底されているか。

(4)コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を適時、合理的なものとして策定しているか。

(5)コンプライアンス等の法務問題を一元管理する体制として、コンプライアンスに関する統括部門を設置しているか。また、その機能が十分発揮されているか。

(6)各業務部門及び営業拠点等毎に、適切にコンプライアンス担当者を配置しているか。

(7)コンプライアンスに対する内部監査態勢は十分整備されているか。

II - 4 - 1 - 3 監督手法・対応

コンプライアンス態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第128条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第132条又は第133条に基づき行政処分を行うものとする。

通信教育の運営基盤の安定強化に向けた人員体制・財政面の基盤整備について

- 不登校経験者、多様な学習ニーズを持つ生徒の受け皿として通信教育の重要性が増大するなかで、今後の通信制高校のコンプライアンス・ガバナンス体制の強化、教育の質の維持・向上や多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備など運営基盤の安定に向け、人員体制・財政面の基盤整備を進めていく必要がある。

1. 人員体制の基盤整備

- (1) 多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備に向け、**大臣指針において、養護・心理・福祉の専門職による支援体制を通信制高校の必要基準として明確化**し、養護教諭及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、また必要に応じて特別支援教育コーディネーター、キャリアカウンセラーといった支援体制の整備を推進。
- (2) 現在の高校標準法においては、通信制高校への養護教諭の配置が入っていないため、**高校標準法の見直し**（通信制高校における**養護教諭の定数化**及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の標準配置等）を今後、検討すべき。
- (3) 特別支援教育コーディネーター、キャリアカウンセラーも含めて実施校毎や通信教育連携協力施設等毎での配置が難しいものに関しては、地方公共団体（都道府県）が各都道府県内の高校生への支援体制として整備することとしてはどうか。
 - 【参考】改正定通振興法 第四条 **地方公共団体は、**定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた**施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。**

2. 財政面における基盤整備

- (1) 無償化の対象となる**授業料支援上限額における全日制に対する通信制の著しい格差の是正**
 - 私立高校の全日制の支援上限は45万7,200円／年、通信制は33万7,200円／年とされており、通信制の支援上限は全日制の約74%である。一方、公立では、全日制が11万8,800円／年であるのに対し、通信制は定額制で6,240円／年、単位制では336円／単位となっており、通信制は全日制の約5～7%の支援上限額となっている。まずは、公立通信制の授業料支援上限額を、全日制の約74%の約8万7,700円／年程度に是正すべきではないか。
- (2) **通信制高校の質保証と連動した財政面における基盤の在り方の検討**
 - 私立高校において、通信制の授業料の支援上限額は全日制の約74%に留まっている。まずは質保証のための情報公開、ガバナンス、コンプライアンス体制の整備・運用を徹底した上で、多様な背景を有する生徒の特性を踏まえた支援体制の整備や教育の質の向上に向け、通信制と全日制の支援上限額の違いの是正等の財政面における基盤の在り方についても今後検討すべきではないか。